

資料 1

第二期和光市子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和2年〇月
和 光 市

目次

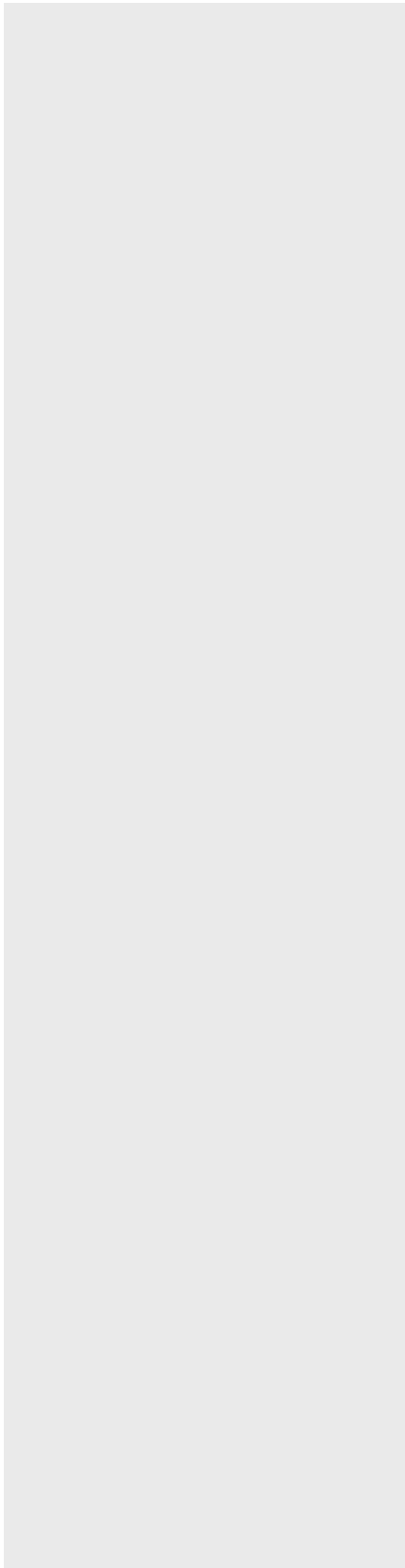
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 他の計画との整合性.....	3
4 計画の期間.....	3
5 教育・保育提供区域の設定.....	4
6 計画の策定体制.....	5
7 計画の推進.....	5
第2章 子ども・子育て家庭の状況	7
1 人口の推移・推計.....	7
2 世帯等の推移.....	10
第3章 計画の理念・基本目標	12
1 計画の基本理念.....	12
2 基本目標・基本方針.....	13
3 地域包括ケアシステムとわこう版ネウボラ.....	14
4 計画全体の達成度.....	14
第4章 施策の展開	15
施策の体系.....	15
基本方針Ⅰ 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進.....	16
基本方針Ⅱ 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実.....	23
基本方針Ⅲ 次世代を担う青少年への支援.....	28
基本方針Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境整備.....	35
基本方針Ⅴ 教育・保育等の基盤整備.....	43

第5章 グランドデザイン..... 66

- 1 圏域別の整備計画.....

第6章 参考資料.....

- 1 子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査の概要.....
- 2 ニーズ調査結果.....
- 3 母子保健関係データ.....
- 4 委員名簿.....
- 5 第二期和光市子ども・子育て支援事業計画策定経過.....



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

和光市（以下「本市」という。）では、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 27 年に策定した「和光市子ども・子育て支援事業計画」では、特に待機児童対策や子ども・子育て支援の相談機能の体制づくりに取り組んできました。

昨今、全国的に虐待の通報件数が急増するほか、経済的に困窮状態にある家庭における貧困の連鎖など子どもと家庭を取り巻く問題は、複雑化かつ深刻化し、痛ましい児童虐待は後を絶ちません。

国は、全ての児童が健全に育成されるよう児童養護の権利を明確化し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、平成 28 年 5 月に児童福祉法の一部を改正しました。更に増加する児童虐待に対応し、子どもの尊い命が失われることがないように、児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、令和元年 6 月に児童福祉法等の一部を改正しました。

また、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」をスタートし、必要とする全ての子育て世帯が利用できる支援を目指し整備しているものの、保育ニーズの上昇により待機児童が発生しています。

小学生においても、就学前保育ニーズに連動し、共働き家庭など、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の利用を希望する世帯は年々増加しています。これに対応するとともに、次世代を担う人材を育成するため、国は平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる地域づくりなど、子どもや子育て世帯を地域社会全体で支援していくことが課題となっています。

本市は、これらの国の動向をふまえ、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新たな取組や目標を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」として位置づけます。

また、本市の子ども・子育て支援に係る基本理念を掲げるとともに、基本目標・基本方針及び施策に紐づく事業概要を明らかにし、子ども・子育て支援の総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。

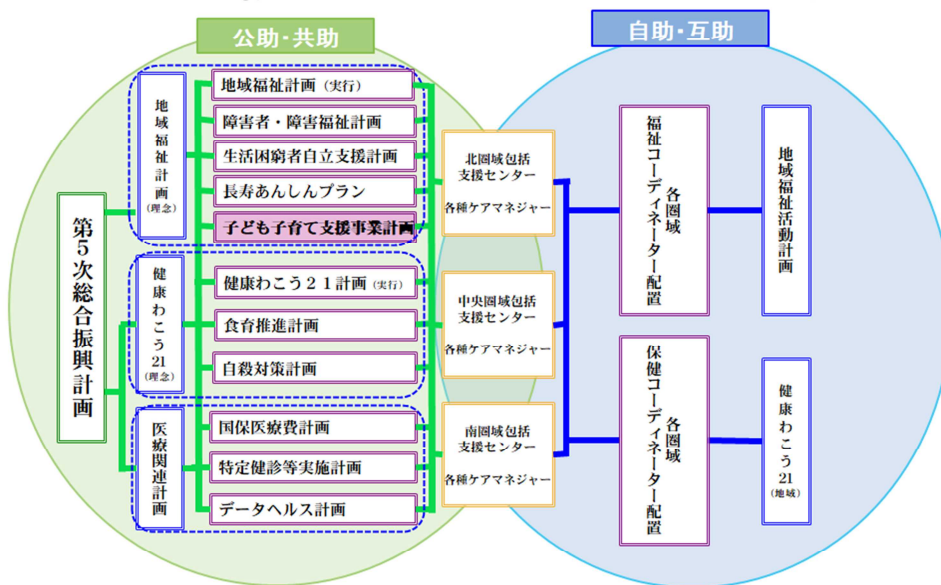
策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえるとともに、本市の独自施策を盛り込んだ計画としています。

3 他の計画との整合性

本計画は、「第五次和光市総合振興計画」が掲げる理念や将来像を基に、本市における子ども・子育て支援の総合的な計画として、目標や具体的な施策等を示したものです。

さらに、総合振興計画の保健福祉分野の理念計画としての性格を有する「和光市地域福祉計画」や「健康わこう21計画」の策定趣旨に沿った部門計画としても位置付けています。保健・福祉・医療分野の各種計画との整合を図り、地域包括ケアシステムの視点により施策を推進します。

地域包括ケアシステムにおける計画連携



4 計画の期間

本計画は、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とします。

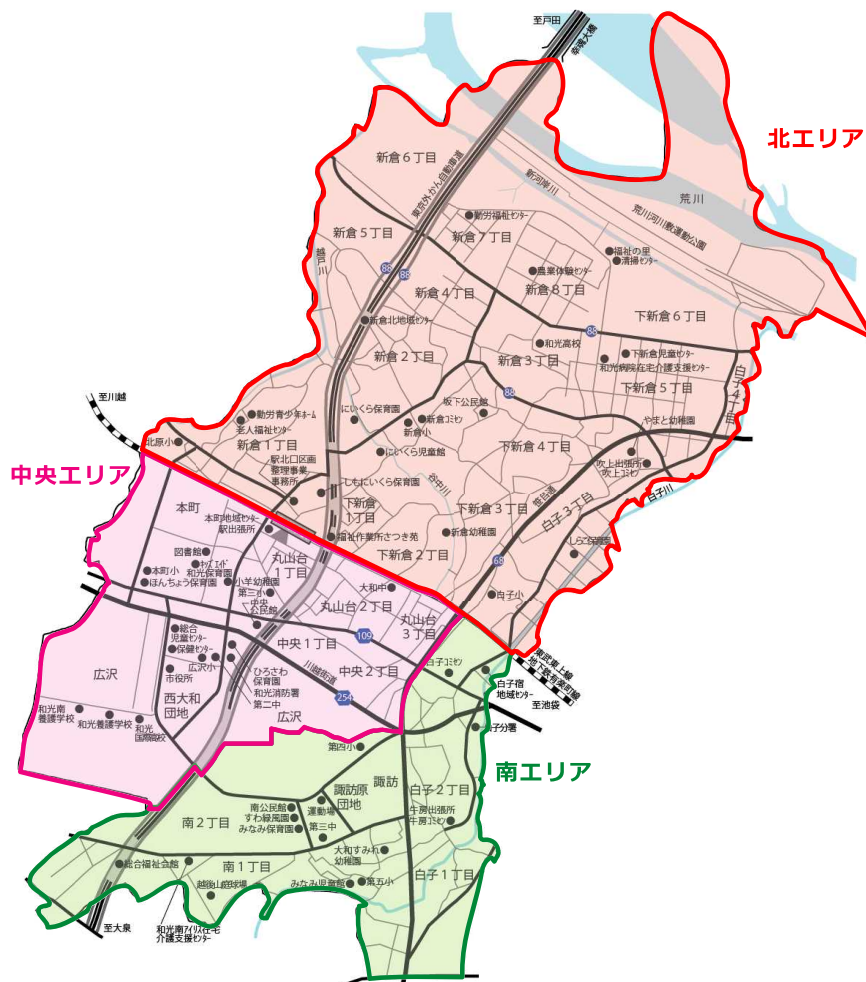
また、本計画の内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

本市では、第1期計画において教育・保育提供区域は、準中学校区を基本に「北エリア・中央エリア・南エリア」の3圏域を設定し、圏域ごとに地域の特性や課題に応じた多様なサービス提供を行ってきました。

本計画においてもこの考えを引き続き踏襲し、教育・保育提供区域を3圏域に設定します。



6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子ども関係団体の代表者、福祉関係者、子どもの保護者などにより構成されている「和光市子ども・子育て支援会議」において審議しました。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査を実施するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を募りました。

7 計画の推進

(1) 計画の推進にあたって

和光市子ども・子育て支援会議条例の規定に基づき設置される和光市子ども・子育て支援会議において、子ども・子育てに関する施策を継続的に審議し、本計画を推進していきます。

また、事業者間の情報交流・意見交換の場である事業者連絡会において、制度の改正内容を周知するとともに、子ども・子育て支援に携わる職員の能力の向上に資する研修会等を実施することにより、市と事業者が本計画の基本理念や基本目標を共有し、基本方針に基づく各施策沿った事業を効果的に推進していきます。

さらに、本計画を推進していくためには、児童相談所等の行政機関、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民団体等との連携、そして、地域の方による協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供しながら、市と各種団体、地域住民との連携を図るとともに、庁内の推進体制についても必要に応じて見直しを図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、和光市子ども・子育て支援会議を定期的を開催し、会議において進捗状況を確認して、評価を行います。

計画の進行管理では「SPDCAサイクル」により、事業の進捗状況、見込量と提供体制の実績について自己評価及び子ども・子育て支援会議において評価を行います。また、適切に市民ニーズを把握するため、次期計画期間に合わせて子育て世代に対するニーズ調査を実施し、調査結果と評価に基づいた内容の変更や事業の見直し等を実施します。

【SPDCA サイクル】

S (Survey)	…	調査
P (Plan)	…	計画
D (Do)	…	実行
C (Check)	…	評価
A (Act)	…	改善

(3) 第1期和光市子ども・子育て支援事業計画の実績

第1期計画では、平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」に併せるとともに、本市の高齢者施策において推進してきた「地域包括ケアシステム」という地域の課題を地域の中で解決し、市民が地域で自立した生活を送り続けるためのしくみを子ども・子育て施策にも導入する基盤整備を中心にした基本方針を掲げ各種事業を実施してきました。

特に、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、医療・保健・予防・福祉が一体的に提供できるしくみを「わこう版ネウボラ」として、身近な場所で母子手帳の交付から相談もできる体制を日常生活圏域ごとに整備し、各地域の子育て世代包括支援センターにおける一人ひとりに対するケアマネジメント体制を構築しました。また、保育所等や学童クラブにおける待機児童の解消を図るため、施設整備を積極的に推進してきました。

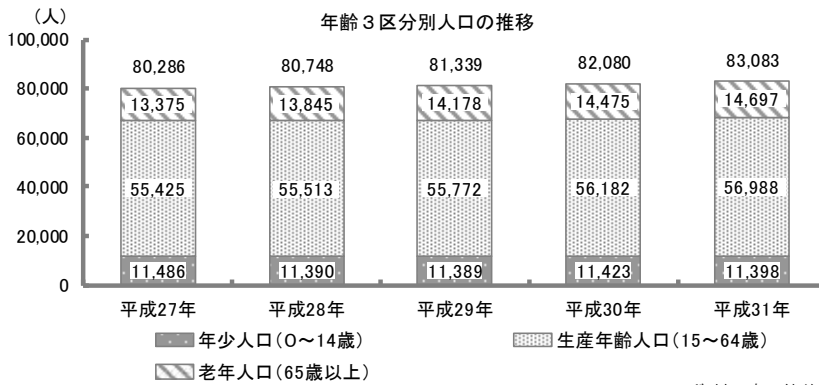
これらの実績と本市における子ども・子育て家庭の状況や令和元年度に実施したニーズ調査等の結果を踏まえ、本計画を推進します。

第2章 子ども・子育て家庭の状況

1 人口の推移・推計

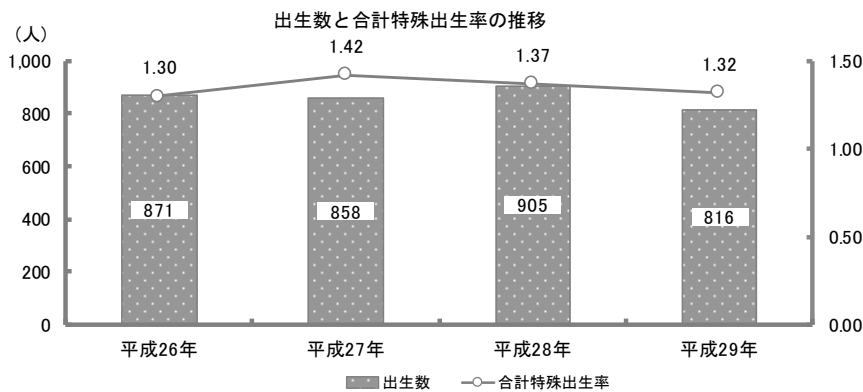
(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で83,083人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、老年人口（65歳以上）、生産年齢人口（15～64歳）は増加しておりますが、年少人口（0～14歳）は横ばいな状況で高齢化率が高まっております。



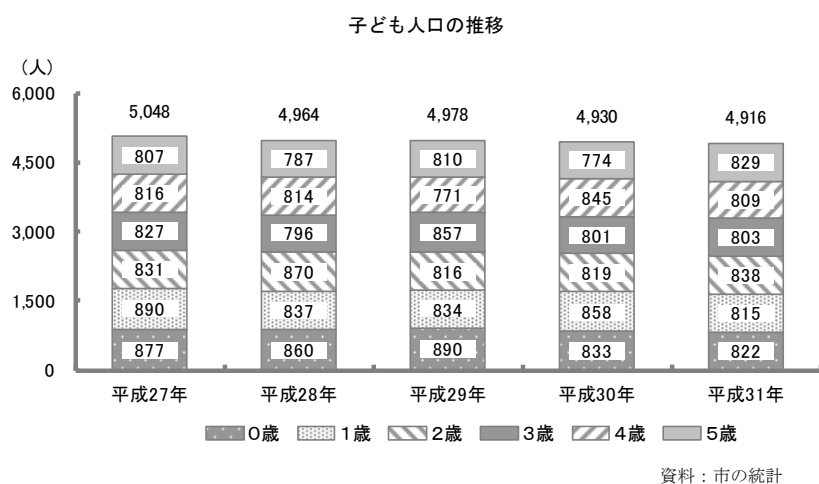
(2) 出生の状況

本市の出生数は増減しながら推移しております。また、合計特殊出生率は近年、減少傾向となっております。



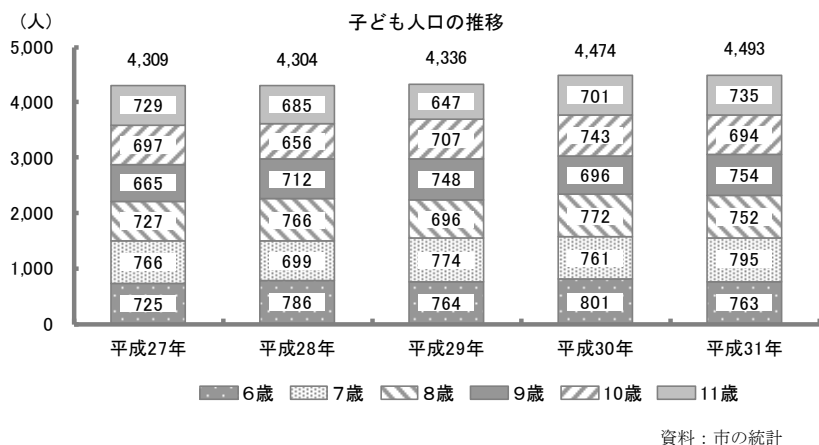
(3) 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、平成31年4月現在で4,916人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳、1歳の減少率が高くなっています。



(4) 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成28年以降増加傾向にあり、平成31年4月現在で4,493人となっています。



(5) 児童数の将来推計

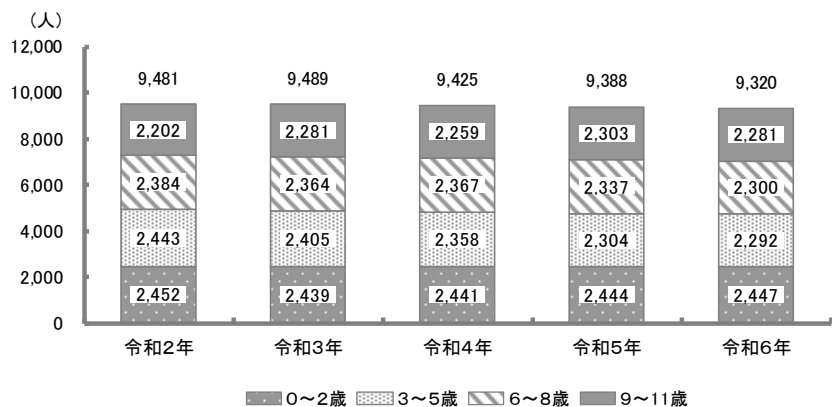
本市の0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、徐々に減少していくことが見込まれます。

子ども人口の将来推計

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	837	839	839	839	839
1歳	806	810	810	812	812
2歳	809	790	792	793	796
3歳	829	791	771	773	776
4歳	805	819	780	762	764
5歳	809	795	807	769	752
6歳	822	795	779	792	755
7歳	761	810	782	767	780
8歳	801	759	806	778	765
9歳	749	788	745	792	765
10歳	758	744	781	739	786
11歳	695	749	733	772	730

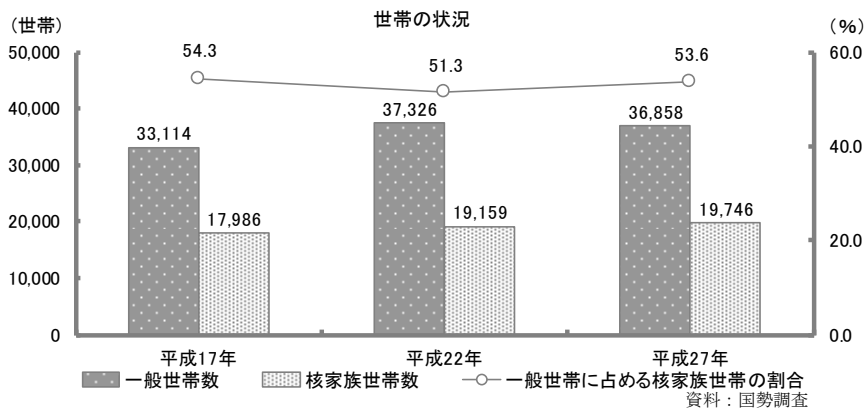


※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 世帯等の推移

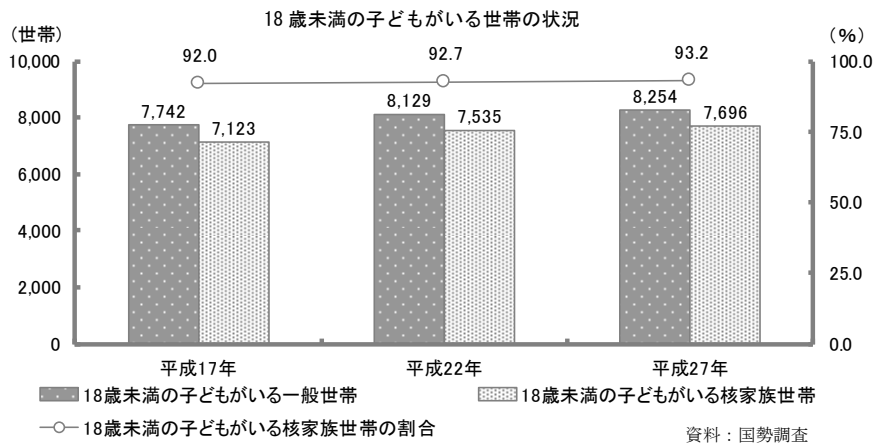
(1) 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で19,746世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増減し、平成27年に53.6%となっています。



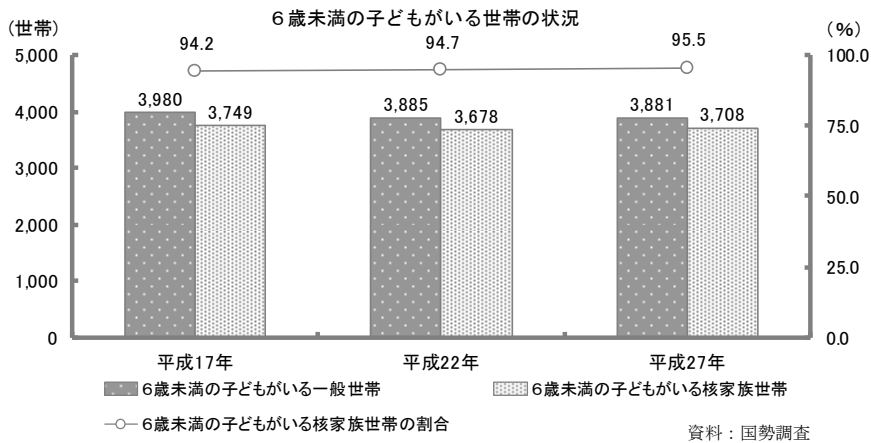
(2) 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で8,254世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合も増加しています。



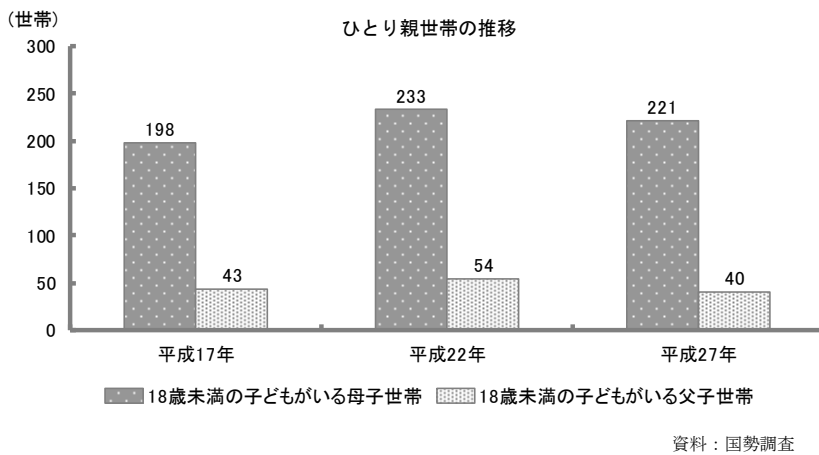
(3) 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で3,881世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少傾向にあり、核家族世帯の割合は横ばいで推移しています。



(4) ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年に増加し、平成27年で221世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成22年に増加したものの、平成27年には減少し40世帯となっています。



1 計画の基本理念

【基本理念】

「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」

平成 28 年の児童福祉法の改正において、児童が適切な療育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが法に規定され、全ての児童が健全に育成されるように、児童を中心とした福祉の保障が明確化されました。

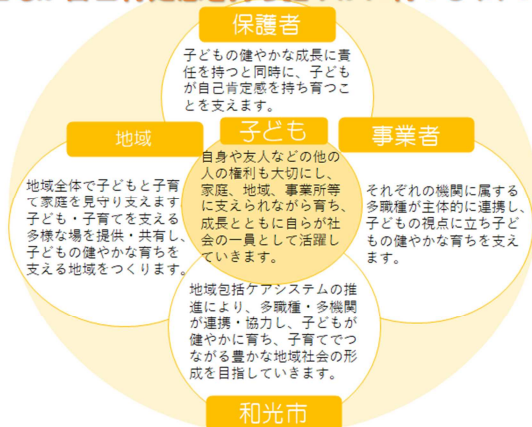
これにより、子どもと子育て世帯への支援において、子どもを中心とした観点をより重視し、子どもが自己肯定感を育てていけるしくみづくりが求められています。

複雑化している社会の中においても、子どもたちが自己肯定感を獲得しながら、社会の構成員として成熟していくためには、その年齢や発達の程度に応じて、個々の子どもが自分の思いや意見を自由に表現し、そして、それを受け止めてもらえる関係や環境（居場所）が確保されることが重要です。

子ども自身が生活の主体者であり、市民であるという前提に立ち、本市では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども一人ひとりが、家庭や社会の中でかけがえない個性ある存在として尊重され、その最善の利益が図られるよう、行政・事業者・市民が子どもと子どもの育成を担う保護者と共に重層的、継続的な支援のしくみを構築していきます。

また、将来にわたり持続可能な社会保障制度への視点をもちつつ、平成 27 年度からスタートした子ども・子育て支援新制度のもと、これまでの本市の取組を継承し、子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、また、子どもたちが新たな時代の担い手として活躍していくためのしくみづくりを充実させていきます。

子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり



2 基本目標・基本方針

本市では、保健福祉分野において地域の課題を地域の中で解決するためのしくみである「地域包括ケアシステム」を念頭に置いた各種施策を展開しています。

このしくみを子ども・子育て施策にも広げ、市民が地域で自立した生活を送り続けることができる地域づくりを目指し、子ども・子育て施策を推進していきます。

本計画では、基本理念を実現するための基本目標及び基本方針を次のとおり掲げ、具体的な施策・事業を展開していきます。

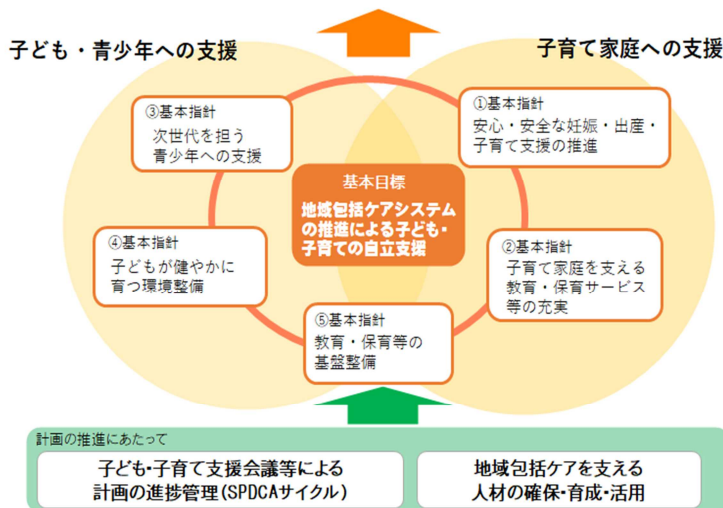
【基本目標】

「地域包括ケアシステムの推進による子ども・子育ての自立支援」

【施策の基本方針】

- ①安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進
- ②子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実
- ③次世代を担う青少年への支援
- ④子どもが健やかに育つ環境整備
- ⑤教育・保育等の基盤整備

子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり



3 地域包括ケアシステムとわこう版ネウボラ

■地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、地域の課題を地域の中で解決することを基本として、子ども・子育て家庭、障害児（者）、高齢者等の地域住民に対して、あらゆる地域資源（社会資源）を活用して、包括的・継続的につないでいくためのしくみです。

■わこう版ネウボラ

本市では子ども・子育て家庭における地域包括ケアシステムを推進するために、「わこう版ネウボラ」として相談支援体制を整備・推進しています。ネウボラ（neuvola）とはフィンランド語で「アドバイスの場」を意味しており、妊娠期から就学期まで、かかりつけ専門職が母子および家族全体に寄り添い、支える支援制度の名称です。「わこう版ネウボラ」とは、ネウボラを本市の実情に合わせ、妊娠・出産・育児期の切れ目のない支援体制のことを指します。

以前は戸籍住民課で母子健康手帳の交付を行っていましたが、「わこう版ネウボラ」が構築されてからは、地域の子育て世代包括支援センター等で、母子健康手帳を交付するようになり、交付者全員に対し専門職による相談を行っています。相談の結果、支援が必要と思われる妊産婦や子育て世帯については、プランを作成し、多制度多職種連携により、チームケアによる支援を実践してきました。今後も妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制を推進していくため、圏域ごとに相談支援を実施する「わこう版ネウボラ」を引き続き推進してまいります。

4 計画全体の達成度

本計画では、基本目標「地域包括ケアシステムの推進による子ども・子育ての自立支援」がどの程度達成できたか、自己評価を行います。

第4章施策の展開において、基本方針ごとに達成度を設定するとともに定量的かつ定性的な視点を含めた総合的な評価を行います。また、基本方針に紐づく施策について評価指標を掲げ、各種取組の実施状況を含めた評価を行います。

また、計画全体では、子どもと子育ての視点から以下の項目により達成度の評価を行うこととします。

No.	評価項目	現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
1	和光市は総合的に見て「子育てしやすい」と感じる保護者の割合	39.1%	41.0%
2	自分には、よいところがあると思いますか（小学校）あてはまる、どちらかといえばあてはまると回答した児童の割合	75.8%	85.0%
3	自分には、よいところがあると思いますか（中学校）あてはまる、どちらかといえばあてはまると回答した生徒の割合	73.2%	80.0%

施策の体系

[基本理念] [基本目標]

[基本方針]

[施策]

子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり

地域包括ケアシステムによる子ども・子育ての自立支援

I 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進

【重点事業】
・利用者支援事業
地域子育て支援拠点事業
(子育て世代包括支援センター)
・子ども家庭総合支援拠点整備

① 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化

② 特別な配慮を要する家庭への支援強化

II 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

【重点事業】
(仮称)保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上

③ 「子ども基点」の子どもの育ちと子育ての質の確保・向上

④ 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

III 次世代を担う青少年への支援

【重点事業】
学童クラブとわこっくクラブの一体型放課後対策事業の整備及び運営

⑤ 子どもの居場所づくり

⑥ 困難を抱えた子どもへの支援

⑦ 学童期・思春期から成人期に向けた青少年健全育成支援

IV 子どもが健やかに育つ環境整備

【重点事業】
広沢複合施設の整備及び運営

⑧ 子どもの健康な心と体を育む食育推進

⑨ 子どもの主体的な遊び・活動の機会の提供と環境整備

⑩ 子どもを守る安全対策

V 教育・保育等の基盤整備

⑪ 教育・保育等の基盤整備計画(量の見込みと提供体制)

基本方針Ⅰ 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進

子育ての負担感や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加といった社会状況の中で、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、重層的・継続的な子育て支援のしくみづくりとして、「わこう版ネウボラ」を推進します。

本計画においても、母子健康手帳交付時からの子育て世帯に対する相談及び支援サービス（利用者支援事業）に引き続き取り組みます。医療・保健・福祉・教育等と効果的連携を図るとともに、それぞれの世帯の状況に応じて各種サービスを組み合わせた個別支援計画策定し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進を図ります。また、子育て世代包括支援センターにおいては、予防の観点から、地域づくりを念頭において、事業運営に取り組みます。

あわせて、配慮を要する世帯等に対する支援を強化するために、子ども家庭総合支援拠点を整備し、虐待の予防・解消を図ります。

○基本方針Ⅰの達成度

本市では、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、広く子育て世代に対するサービスを実施し、また複合的な課題を持つ世帯に対するサービスを推進していくことから、以下の指標を設定します。

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.9%	96.0%
2	「育てにくさ」を感じた時に相談先など、何らかの対処方法を知っている親の割合	89.8%	92.0%以上

○基本方針Ⅰの重点事業

子育て世代に対する支援の中心機関として、地域の子育てを支える担い手、支援者づくりを目指していくため、以下の2つを重点事業と設定します。

重点事業：①利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業(子育て世代包括支援センター)

重点事業：②子ども家庭総合支援拠点整備

施策① 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化

【 施策の方向性 】

本市では、妊娠・出産・子育て等に関する切れ目のない支援を行うため、エビデンスに基づきアセスメント項目を標準化し、支援体制を強化へつなげます。さらに、子育て拠点において、子育て家庭の交流を支援し、地域づくりを推進するために、地域で子育てを支える担い手、支援者づくり等を検討してまいります。

また、安心・安全な出産・子育てができるよう、産前・産後の教室やサービスの充実や、出産後の母子の健康状況の確認や子育ての不安解消を図るため、こんにちは赤ちゃん訪問や健康診査、各種相談の充実も図ります。

○施策①の評価指標

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	各乳幼児健康診査の未受診率	3.2%	2.0%以下
2	乳幼児健康診査の未受診者の現認率	今後把握予定	100.0%
3	麻しん風しん第2期予防接種実施率	78.9%	100.0%

【 主な取組 】

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
重点 利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)の相談支援	子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行う。(母子保健ケアマネジャー配置の子育て世代包括支援センターにおいては母子健康手帳交付を実施する。)	今後、整備を予定している子ども家庭総合支援拠点と連携して事業を実施する。	地域包括ケア課
乳幼児発育・発達相談	発達専門医(小児神経科医)による発育・発達に遅れや課題がある児童に対する相談を行うとともに、適切な医療や早期療育への助言を行う。	令和3年度開設予定の発達支援センターと連携して、事業の見直し等の検討を行う。	ネウボラ課
心理相談	発達に遅れや課題のある児童の保護者に対し児童の個別の発達や特徴に応じた相談と助言を行う。必要に応じて、発達検査(新版K式発達検査、田中ビネー発達検査等)を実施する。	令和3年度開設予定の発達支援センターと連携して、事業の見直し等の検討を行う。	ネウボラ課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
子育てサポート相談	子育てに悩みを抱える保護者を対象に、心理士による相談・助言を行う。	他の母子保健事業及び子育て支援拠点と連携し事業を行う。	ネウボラ課
乳児相談（集団）	乳児に対して身体計測を行い、月齢に合わせた保健指導を栄養士・保健師・助産師等が行い、育児や離乳食等の相談に応じる。	認知度を上げるため、乳児健康診査時等で周知する。	ネウボラ課 地域包括ケア課
栄養相談	親子の栄養に関する相談を電話・来所にて実施する。	必要に応じ、家庭訪問を実施する。	健康保険医療課 保健センター ネウボラ課
妊婦健康診査	妊娠届出を提出した妊婦に対し、妊婦健康診査（14回）の助成を行う。医療機関において妊娠月週数に応じた問診、診察等により、妊娠経過、合併症及び偶発症について観察し、流・早産等の母・児の障害予防を行うとともに、必要な保健指導を実施する。	今後も継続して実施するとともに、妊婦が受信しやすい環境を整えるよう委託契約医療機関を増やす。	ネウボラ課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	助産師又は保健師等が、生後4か月までのお子さんがあるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、心身の状況及び養育環境などの把握を行い、相談に応じ助言その他の支援を行う。	産後うつ等の早期発見・早期治療、育児支援のため、スリーシート（EPDS・ボンディング等）を実施し、必要な支援事業へ繋げていく。	ネウボラ課
乳幼児健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳4か月）	対象月齢の児を対象に、保健センターで集団方式で各健康診査を月1回実施。対象月齢に合わせて、各健康診査で各種教室（離乳食教室、歯磨き教室、フッ素塗布等）を実施する。	健診の欠席連絡を入れやすい工夫を行うとともに未受信者対応マニュアルの見直しを行う。4か月健診では、母支援の強化を目的としてEPDSを実施し、必要な方は支援事業へ繋げていく。 さらに、各健診の問診をエビデンスに基づくアセスメントへ変更するため検討を行う。	ネウボラ課
予防接種事業	被接種者（生後2か月から20歳まで）が医療機関で予防接種ができるようにする。被接種者（生後2か月から高校3年生まで）の接種時期が近づいたら、接種勧奨通知を自宅に送付（外国人には、外国語版の予診票を送付）。被接種者の保護者を対象に予防接種に関する相談を電話・来所にて実施する。 県外で予防接種を実施できるよう、希望者の申請に基づき、依頼書を発行、償還払いを実施する。	新規追加された定期予防接種の周知を行い、対象者がスムーズに予防接種を行えるよう支援する。接種率の低い予防接種について、個別通知や行事等での周知を強化する。	健康保険医療課 保健センター

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
ホームスタート	子育て経験を有し、支援に関する講座を修了した者が、傾聴ボランティアとして家庭等を訪問し、家事等を代行するのではなく共同で行う。	今後も継続実施とともに、子育てにおける悩み等について傾聴・助言を行う。	地域包括ケア課
重点 地域子育て支援拠点	地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくり等や親子の交流も支援する。	地域で子育てを支える担い手、支援者づくりを念頭に事業運営を行う。	地域包括ケア課
児童センター・児童館	幼児サークルや親子製作などの親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援する。	保護者間の交流促進と併せて、必要に応じて子育て世代包括支援センター等と連携する相談機能をそなえた事業の充実を図る。	保育施設課

施策② 特別な配慮を要する家庭への支援強化

【 施策の方向性 】

家族形態の多様化や国際化等に伴い複合的な課題を抱えた家庭が増えており、特別な配慮を要する家庭への支援については、信頼関係を構築し、育児不安や負担感、孤立感等を軽減させることが重要です。

そのため、本市では地域における身近な支援者による継続的な支援を可能にするため、施策①「妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援強化」を図ります。

また、複合的な課題を抱える家庭では、切れ目のない支援に加えて、その家庭の課題に合わせて、チームで支援を行うことが望まれます。そのため、関係機関等と連携し、必要な支援や情報連携ができる体制を強化するために子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。子ども家庭総合支援拠点では、特に配慮や支援が必要な家庭に対して、関係機関と地域のそれぞれの機能を発揮できるようにネットワークの強化を図り、伴走型の支援を提供できるように努めます。あわせて、要保護児童対策地域協議会等においては、各機関の連携と機能の強化を図ることで児童虐待の防止・解消に努めます。また、虐待の予防、早期発見のために、子どもに関わるさまざまな機関や地域に対し、児童虐待防止活動等子どもの権利擁護に関する啓発活動を行い、児童虐待の予防支援に力を入れて取り組みます。

そのほか、急迫性の高いケースへの対応や緊急的な保護措置が必要な場合に、迅速な対応が図れるよう、引き続き児童相談所の近隣市を含めた適切な圏域への設置・機能誘致について検討していきます。

【本市における課題把握から支援までの体制】

市内の各日常生活圏域に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健ケアマネジャーや子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠初期の母子健康手帳の交付時から、ケアマネジャーがアセスメントを行うことで、子育て世帯の状況を的確に把握し、必要に応じた相談支援を行います。

アセスメントに当たっては、世帯の課題を身体的状況(妊婦や配偶者の身体疾患、若年出産や高齢出産、多胎妊娠等)・精神的状況(妊婦や配偶者の精神疾患、出産や子育てに関する過大な不安感等)・社会的状況(未婚、ステップファミリー、支援者不足、母国語が外国語等を理由としたコミュニケーション困難等)・経済的状況(離職、失業、無職等)に4分類し系統的な把握を行い、それぞれのリスクの重軽に基づき総合的なリスク判定を行っています。

あわせて、出産後についても産前に把握したリスクを踏まえ世帯の状況を把握し、対象世帯の生活課題が深刻化しないよう、関連施策・機関と連携し必要な支援を実施します。

○施策②の評価指標

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	子ども家庭総合支援拠点の整備数	0か所	1か所

【 主な取組 】

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
重点 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）の相談支援	子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行う。（母子保健ケアマネジャー配置の子育て世代包括支援センターにおいては母子健康手帳交付を実施する。）	今後、整備を予定している子ども家庭総合支援拠点と連携して事業を実施する。	地域包括ケア課
ハイリスク妊産婦等への支援	母子保健ケアマネジャーや子育て支援ケアマネジャーのアセスメントに基づいたケアプランにより、支援を要する世帯に対し、産前・産後ケア事業（家事援助等のヘルパー派遣や新生児及びその産婦を対象としたショートステイ・一時保育等）を実施する。	特にリスクの高い世帯について、子ども家庭総合支援拠点との連携を図る。	地域包括ケア課
ひとり親への支援	母子・父子自立支援員がひとり親や離婚検討中の市民に対し、相談支援を行い、児童扶養手当や、医療の一部助成などの各種手続き、就労支援などを行う。また、ひとり親世帯の課題に応じて、必要なサービスにつなげる。	児童扶養手当の受給者の状況を把握するためのアンケート調査を実施し、今後の対応について検討する。	ネウボラ課
障害児・者への支援	障害児への支援は児童福祉法に定める障害児福祉計画を包含した和光市障害福祉計画に基づき、各種事業を展開する。具体的には、手帳交付、手当・年金・医療費の案内・手続きのほか、必要な障害福祉サービスの調整、支援などを行う。	障害児の成長に合わせて障害福祉サービスの見直しを行い、当該障害児が真に必要な障害福祉サービスを利用できるように支援を行う。	社会援護課
障害児保育 障害児一時保育	障害児の健全な成長を促進するため、障害児と他の児童とのインクルーシブな保育を行う。	今後も障害児保育を担う人材の確保や育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整える。	保育サポート課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
外国籍の子ども・子育て家庭への支援	子育て支援拠点において、外国人親子の集い等の交流会を実施する。	引き続き各事業を実施し、言語野文化の違いにより生じる生活課題について、当該世帯に必要な情報を提供する等、世帯状況に応じた支援を行う。	地域包括ケア課
	英語対応が必要な家庭には、母子健康手帳の交付時、英語版の申請書を用意し、英語版母子健康手帳の交付等を行う。こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査では英語対応可能な助産師等による対応や通訳対応などを行う。 市役所窓口においては、外国語対応協力職員制度を活用し、多言語に対応する。		ネウボラ課
生活困窮世帯への支援	経済面だけでなく、健康や家庭、生活面などにも課題を抱える生活困窮世帯の自立を支援するため、和光市生活困窮者自立支援計画に定める各事業を実施する。	引き続き各事業を実施し、経済的困窮により養育環境に課題を抱えた世帯に必要な支援を行う。	社会援護課 地域包括ケア課
重点 子ども家庭総合支援拠点の整備（再掲）	子ども・子育てに関する相談・支援・調整及び要保護児童・要支援児童等について一元的に対応する機関として子ども家庭総合支援拠点を整備する。	子ども・子育てに関する相談・支援等について一元的に対応する機関として子ども家庭総合支援拠点を整備し、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携することで、配慮を要する世帯に対しての効果的支援を強化する。	地域包括ケア課
要保護児童対策地域協議会	保護・支援を要する児童について、必要な措置・支援を講ずる。支援方針については要保護児童対策地域協議会の中で関係機関を交え協議を行う。	子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターと連携し、児童虐待等子どもの保護・支援に係る調整を行う。	地域包括ケア課
就学相談・就学支援委員会	市内小中学校の校長や教頭、特別支援学級の担当教員や教育支援センターのスタッフ等が、市内在住の児童・生徒及び就学予定者で、教育上の特別な配慮を要すると思われるお子さんの就学に関し、心配事やお困りごとのある保護者の相談支援を実施する。	就学相談の事前周知の徹底により、就学相談件数が大幅に増加している。相談体制組織及び相談の進め方等について改善を図る一方で、個々のケースを大切に相談の質は今後も維持をしていく。	学校教育課

基本方針Ⅱ 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

児童福祉法及び子ども・子育て支援法等の基本理念に基づき、常にすべての児童の権利を保障するとともに健やかに成長するよう良質かつ適切な支援を行うためには、支援の「質」の確保・向上を図ることが重要です。本市では「子ども」が子ども・子育て施策の根本をなすという考えを「子ども基点」としています。

第一期計画策定時、待機児童解消を目的に保育施設の基盤整備を進めてきたことにより、様々な運営主体の保育施設が整備されました。このことにより、多様化するニーズに対応できる特色やスキルをもつ保育施設が整備されてきています。

第一期計画期間中には、公設公営保育施設の役割・運営方式の検討を行い、公設公営保育所の在り方に関する方針を定め、公設公営保育所は保育所保育指針やガイドラインに即した保育を実施するとともに、医療的ケア児を含む障害児保育等を積極的に受け入れていくことが示されました。また、在園児だけでなく地域における保育の質を保つことや、地域の子育て世帯への支援の役割も示されています。

今後は、公設公営保育所がネットワークの中心を担い、研修会や会議を実施し、市内の様々な保育施設が優れた特色やスキルを活かしつつ、保育の質の標準化を図り、保護者支援の更なる充実を図るため、(仮称)保育センターを設置します。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり保育、病後児保育等にかかるサービスの充実を図る等、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保にも努め、子育て家庭を支える環境の充実を図ります。

○基本方針Ⅱの達成度

市内のどの保育施設に入所しても、子どもへの適切な保育と保護者支援がなされ、「保育士」や「子育て支援施設」が保護者や地域の子育て家庭にとって、子どもや子育てについて気軽に相談できるようになることを目標とし、以下の指標を設定します。

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	「子育てに関して気軽に相談できる先は誰（どこ）か」に対して「保育士」「子育て支援施設」と答える人の割合	51.9%	55.0%
2	自分の園で「子ども一人ひとりが保育士に受容されて生活することができている」と答える保育士の割合	未調査 (今後調査予定)	中間見直しで設定

○基本方針Ⅱの重点事業

市内の保育施設における質の向上と均てん化を図り、子どもの最善の利益を踏まえた保護者支援の更なる充実を図るため、重点事業は以下を設定します。

重点事業 : (仮称)保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上

施策③ 「子ども基点」の子どもの育ちと子育ての質の確保・向上

【 施策の方向性 】

子どもたちが変化の大きいこれからの時代を生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学びに向かう力や豊かな人間性などの確かな力を身につける必要があります。特に、生活や遊びを通して行われる総合的な教育・保育により自己肯定感を育て、自ら主体的・意欲的に関わられるような環境を整えることが重要です。

乳幼児期からの子どもの発達や学びの連続性を重視し、意欲や自尊感情を高める取組を推進しながら、主体的で対話的な深い学びを目指す学校教育へと連携し、「子ども基点」の子どもの育ちと子育ての質の確保・向上を図ります。

また、本市は民設保育所の認可権限を有していることから、市内全民間保育施設に対し、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令及び関係条例等に定める民間保育所等の設備、運営等に係る基準の周知徹底や過誤・不正の防止を図るため、指導監査を年1回以上実施し、市内全民間保育施設における質の確保を点検します。その際、指摘事項がある場合は、改善がなされるまで継続的に支援を実施します。

○施策③の評価指標

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	年に一度以上の研修を受けた保育士の割合	今後把握予定	100.0%
2	民間保育施設等に対する指導監査（実地指導）の全園実施（1回/年）	全園実施/年	全園実施/年

コメント 1 **菅野**
民間保育施設に対する指導監査の実施率(1年間)=100%としたほうが指標としては良いのでは？いずれにせよ注釈必要かも

【 主な取組 】

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
重点 （仮称）保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上	市内保育施設間の知識・技術の共有・連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設の巡回支援や、保育の質の向上のための研修や教材の研究、更には在園児以外の子ども・家庭に対する新たな事業の検討などを行う。	令和4年度から本格的な（仮称）保育センターを始動するための準備として、保育の考え方・基本となる研修材料の研究を行うほか、市内保育施設等の特色など情報収集・整理等を行う。（仮称）保育センターの開設後は、研修材料の研究を生かした保育施設等への研修、巡回支援、保育に関する相談窓口等、順次事業を展開する。	保育施設課 保育サポート課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
保育士等に対する研修	子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくりを目指し、地域包括ケアシステムの理解と保育所保育指針に基づく保育の実践を図るため、講義や体験形式等様々な方法による研修を実施する。	継続して研修を実施するほか、地域の子ども・子育て家庭への支援ができる人材を育成する。	保育サポート課
子ども・子育て支援事業従事者の質の確保・向上	子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくりを目指し、地域包括ケアシステムの理解とアセスメント力の向上を図るため、ケース検討会等による研修を実施する。また、県等が主催する研修の受講も促進する。	妊娠・出産・子育て等に関する切れ目のない支援を行うため、エビデンスに基づきアセスメント項目を標準化し、アセスメント力の向上を図る。	ネウボラ課 地域包括ケア課
子育て支援員研修・放課後児童健全育成事業研修	保育士の資格を有しない者に対して、地域型保育事業等に従事するため、子育て支援員研修を実施するとともに、埼玉県主催の同研修の受講も促進する。	小規模保育事業所・事業所内保育事業等における基準の遵守及び質の維持、確保をするため、地域型保育事業等に係る子育て支援員研修を継続して実施する。	保育施設課
産前・産後サポート事業	市内の子育て世代包括支援センター等において、保健師や助産師等が、産前のプレパパママ教室や産後の新米ママ学級、赤ちゃん教室などの集団を対象とした子育て講座を実施する。	今後も子育て世代の孤立の予防、親育ち支援のため継続して実施する。	地域包括ケア課
幼・保・小連絡協議会	幼稚園・保育園・小学校が互いに連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園及び小学校の各児童との交流及び職員間の交流、保育課程・教育課程の編成及び支援・指導方法についての交流等を行う。	幼保小連絡協議会において、子どもの実態に応じた接続期プログラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）となるように、内容及びの見直しを行いながら、効果的な活用を図っていく。	学校教育課 保育サポート課

施策④ 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

【 施策の方向性 】

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、日曜日・祝日・年末年始等の多様な保育サービスについても、計画的に教育・保育事業を整備します。

○施策④の評価指標

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	休日保育・年末保育を希望したが利用できなかった子どもの割合	令和元年から把握予定	10.0%未満
2	一時保育において、曜日・時間が合わない（一時保育室等に空きがなかった場合も含む）理由で一時保育を利用していない人の割合	令和元年から把握予定	10.0%未満
3	病児・病後児保育を希望したが利用できなかった子の割合	15.7%	10.0%未満
4	年に一度でも援助活動を行うファミリー・サポート・センター協力会員の割合	28.8%	40.0%

【 主な取組 】

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
時間外保育（延長保育）	やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた認定時間を超えて保育を必要とする子どもに対し、保育を提供する。	今後も、時間外保育に従事する人材の確保を行うと共に、適切な利用料金の設定を行い、事業が円滑に実施できる環境を整える。	保育サポート課
休日保育	保護者が就労等により休日に就学前児童を家庭で保育できない場合にみなみ一時保育室で子どもを預かり、必要な保育を行う。（1日あたり10名）	今後も、保育を担う人材の確保に努めると共に、利用状況に応じて定員の見直しを検討するなど、事業についての状況把握をより丁寧に行い、事業が円滑に実施できる環境を整える。	保育サポート課
年末保育	保護者の就労等により、年末の12月29日・12月30日（日曜日は実施なし）に保育ができないときに「にいくら保育園」で保育を行う。（1日あたり10名）	今後も、利用動向を注視し、事業が円滑に実施できる環境を整える。	保育サポート課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
一時預かり (幼稚園の延長保育)	幼稚園において、教育時間の前後や土曜日などに一時的な預かりを実施する。	今後も、利用状況や幼稚園の意向も踏まえつつ、安定的に事業が提供できる環境を整える。	保育サポート課
育成一時保育	心身に障害を有する児童を持つ保護者の家庭保育に伴う心理的又は肉体的負担を軽減するため、ほんちよう保育園で一時的に保育を行う。	今後も、利用動向を注視し、事業が円滑に実施できる環境を整える。	保育サポート課
病児・病後児保育	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に一時的に保育を行う。	今後も、利用者ニーズや利用動向を注視し、事業が適切に提供できる環境を整える。	保育サポート課
一時保育	保護者の就労形態の多様化や傷病等により保育が必要となる児童を一時的に預かり、必要な保育を行う。	今後も、公設園では、利用目的ごとの定員に留意し、適切な利用環境を整える。また、民設園では安定的に実施できるよう必要な対応を図るなど、実施環境を整える。	保育サポート課
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	<p>子育て短期支援事業は、保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的に児童養護施設等で子どもの養育・保護を行う事業である。本市においてはファミリー・サポート・センター事業や緊急サポート事業において宿泊保育を実施している。</p> <p>(事業詳細についてはファミリー・サポート・センター事業を参照)</p> <p>産後ケア事業として新生児およびその産婦を対象としてショートステイ(母子一体)を実施する。産後親族等支援者の支援を受けることが難しい世帯や、産婦の身体・精神的に支援を要する世帯について、看護師や助産師が常駐する施設においてケアを行う。</p>	<p>社会的養護を伴う児童の短期預かりについて、実際のニーズ等を把握したうえで、整備について検討を行う。</p>	地域包括ケア課
ファミリー・サポート・センター事業	生後44日から12歳までの子どもがいる家庭において、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と手助けできる人(協会員)による、地域における相互援助活動を実施する。	今後も協会員(有償ボランティア)の力を活用して、地域互助による育児負担の軽減を図る。併せて、協会員の増加を図るため、養成講座の在り方についても見直しを行う。	地域包括ケア課
緊急サポート・センター事業	小学校卒業前までの児童について、病児や病後児、緊急時や宿泊を伴う預かりを実施する。預かりは原則として地域のサポート会員の自宅にて行う。	ファミリー・サポート・センター事業と同様	地域包括ケア課

基本方針Ⅲ 次世代を担う青少年への支援

本市では、国が定める「新・放課後子ども総合プラン」に基づくとともに、学童クラブと放課後子供教室（わこうっこクラブ・子ども教室）の課題解決を図るため、両事業については、一体型施設・一体的運営による放課後対策事業として推進し、全小学校における事業展開を目指します。子どもの多様な居場所の充実を図るほか、子どもが社会や地域に参加し、地域の中で様々な人や物事に触れ合い、体験や経験を重ねることによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。

また、子ども自身や保護者の抱える悩みが多様化する中で、困った時に気軽に相談できる体制を充実するとともに、子ども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、子ども自身をサポートしていきます。

さらに、インターネットの普及等による有害情報や有害環境に接触する機会が増えていることから、メディアリテラシーの向上による情報の適正利用や非行・犯罪の被害者・加害者にならないための支援を行い、青少年の健全育成を図ってまいります。

○基本方針Ⅲの達成度

本市では、次世代を担う青少年が様々な人との関わりや体験等をとおして、豊かな人間性や社会性を育み、夢や目標をもって生活を送れるよう、以下の指標を設定します。

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	将来の夢や目標を持っていますか（小学校） あてはまる、どちらかといえばあてはまると回答した児童の割合	81.0%	86.0%
	将来の夢や目標を持っていますか（中学校） あてはまる、どちらかといえばあてはまると回答した生徒の割合	72.6%	75.0%

○基本方針Ⅲの重点事業

児童の状況に応じた適切な放課後の居場所の提供体制を整えるとともに、家庭が選択した児童の放課後の居場所が異なった場合においても、児童同士が交流できる環境を整備するため、重点事業は以下を設定します。

重点事業：一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっこクラブ等放課後対策事業の推進

施策⑤ 子どもの居場所づくり

【 施策の方向性 】

子どもの居場所は、児童や保護者にとって安心で安全な場所である必要があります。

また、多様な居場所の中から児童一人ひとりの成長発達に応じた適切な居場所を児童の意思を尊重しながら家庭で選択して放課後等を過ごすことが児童の健全な成長に繋がるものと認識しています。

児童同士や大人との関わりに配慮しつつ、生活の場として有資格者により支援する学童クラブ、地域の大人が学習や遊びを見守るわこうっこクラブ・子ども教室の他、大人の見守りの中で自主学習等ができる図書館や公民館等、子どもたちの放課後の遊びと学びの場を児童の成長に応じて選択ができるよう各種事業の充実を図ってまいります。学童クラブとわこうっこクラブは一体型施設及び一体的な運営により、待機児童の解消とともに児童同士の交流時間を確保する等、生活環境の充実を図ります。

また、総合児童センターは、令和3年度中のリニューアルを目指し、館内遊びの他、野外遊びの機会を提供するとともに、中高生の居場所としての充実を図ります。

○施策⑤の評価指標

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	学童クラブとわこうっこクラブを一体的に運営している箇所数	0か所	9か所（市内全校）
2	わこうっこクラブにおける中学年の登録率	54.0%	80.0%
3	学童クラブの待機児童数	64人	0人
4	児童センター・児童館の中高生の利用者数	7,356人	8,906人

コメント 2 菅野
 学童とわこうっこクラブを一体的に運営している拠点数＝9か所(市内全校)としたほうが指標としては適切か？

【 主な取組 】

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
重点 一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっこクラブ等放課後対策事業の推進	新・放課後子ども総合プランに基づき、待機児童の解消と各事業に所属する児童同士の交流促進を図るため、学童クラブとわこうっこクラブを一体型施設・一体的運営を実施する。	2箇所の一体型施設の他、既存の学童クラブにおける新たな指定管理期間に併せて、地域力を活用したわこうっこクラブと学童クラブとの一体的な運営により、小学校全9校での事業展開を図る。	保育施設課 生涯学習課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
学童クラブ	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により保育を必要とする場合に、放課後や長期休暇時において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	支援の必要な児童に対応するため、放課後児童支援員の質の向上を図るとともに、わこうっこクラブに参加する児童の交流時間を確保するなど適切な遊び及び生活環境の充実を図る。	保育施設課
放課後子供教室 (わこうっこクラブ・子ども教室)	放課後に小学校の余裕教室等を活用した放課後の安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。	新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子供教室にわこうっこクラブを位置づけ、わこうっこクラブに子ども教室を包含するとともに、学童クラブとわこうっこクラブが連携して事業を実施する。 また、わこうっこクラブを市直営から委託事業とし、学童クラブと一体的に事業を実施する。	生涯学習課
児童センター・児童館	児童に健全な遊び(スポーツイベントや農業体験、工作活動等を通じた運動と学習体験の場の提供等)を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設を設置、運営する。	開館時間の延長や、一時帰宅をせずに来館できるしくみづくりを検討し、平日における就学児童等に対するイベントの充実を図る。また、自宅が児童センター・児童館から遠い児童に対して放課後の居場所として機能できる環境整備を検討する。	保育施設課
児童センター・児童館における中高生への夜間開放事業	日中の児童センター・児童館の利用が難しい中高生に対し、施設の開放時間を延長することで利用できる環境を整え、安心して過ごすことができる居場所の確保を図る。	恒常的な開館時間の延長や、多様な目的に対応できる居場所となる環境の整備を進め、中高生にとって魅力ある居場所とする。 新設する総合児童センターにおいて開館時間の延長や多様な活動スペースを確保し中高生の居場所づくりの充実を図る。	保育施設課
図書館・公民館	図書館や公民館図書室において、子どもたちが図書に触れることのできる機会を提供する。また、一部の公民館ロビー等を子どもたちの勉強や遊びのスペースとして提供する。	図書館では、読書スペースのレイアウト変更により、見守りができるような配置とする。また、日時を限定して必要に応じて会議室を提供する。	生涯学習課
総合体育館	子どもたちが友人と卓球やバスケットボール等のスポーツ活動ができる場を設ける。	小学生向けのコース型教室の拡充をする。中高生においては、夏休み等の長期休みに専用利用できるスペースの時間枠を新設する。	スポーツ青少年課

施策⑥ 困難を抱えた子どもへの支援

【 施策の方向性 】

いじめや引きこもり、不登校など様々な困難な事情を抱えた青少年への支援について、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を踏まえ事業を推進するとともに、和光市子供のいじめ防止条例及び毎年度の和光市教育行政の基本目標と重点施策に基づき、「生徒指導・いじめ・不登校対策の推進」等の取組を進めてまいります。

また、青少年の有する困難が多様化する中、子ども自身や保護者、関係機関等が個々の困難に応じた適切な支援につなげることができるよう相談機関等の情報を一元化して提供するなどの取組を行います。

○施策⑥の評価指標

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	自殺対策に関わる職員の研修会の実施回数	なし	1回/年

【 主な取組 】

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
教育支援センターによる相談支援	教育支援センターにおいて、相談を希望する保護者や児童生徒、教職員等に対し、教育支援センターでの面談や電話相談、学校訪問等の対応を行う。	学校が必要とする支援について相談に応じ、支援人材と学校をつなぐ教育支援人材コーディネート事業の実施に努める。	学校教育課
学校教育相談	市内全ての小・中学校に設置している相談室において、小・中学校に教育相談員、中学校にはさわやか相談員を配置し児童生徒の相談支援を行う。さらに小学校においてもスクールカウンセラーの巡回相談を実施することにより学校における相談体制の充実を図る。	スクールカウンセラーの配置をはじめとする援助資源を活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制が図れるように努める。	学校教育課
適応指導教室	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、和光市教育支援センターの適応指導教室において、学校に復帰することを目的として、学習の援助等を行う。	適応指導教室での本人の様子や状況等に関して、該当校の管理職及び担任等と適応指導担当が情報共有を密に行っていく。	学校教育課
外国籍の児童生徒への日本語学習支援	日本語の指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導員を配置する。	日本語の指導を必要とする児童生徒の学習支援を行う。	学校教育課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
学習支援	生活困窮世帯の児童・生徒に対し、公民館を活用した学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援する。	引き続き学習支援教室を開催し、生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援を行う。	社会援護課
いじめ問題対策連絡協議会	「和光市子供のいじめ防止条例」に基づき、いじめの防止にかかる市と学校、事業者、各関係との連携を図り、早期発見・早期対応に向けての協議を行う。	いじめをもれなく認知し、解決に向け具体的に対応していくために、教職員に改めていじめの定義を確認し、積極的な認知を行い、いじめの解消を図る。	学校教育課
学童、児童センター・児童館等による相談支援機能の強化	利用する児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの子育てに関する相談等にも対応し、児童及び保護者の心理的負担軽減の支援を行う。気になる事項は、適宜速やかに関係機関に情報を提供するなど適切な対応を図る。	子どもが抱える困難や保護者の不安の解消に資するよう、子育て世代包括支援センター等と連携した相談機能の充実を図る。	保育施設課
自殺防止対策	市内小学校4年生～6年生及び中学生に対し、夏休みの課題として”いのちの標語”の募集を行う。また、毎年9月には「和光市「こころ」の健康づくり月間」、3月に「自殺対策強化月間(国指定)」として広報に相談機関案内とこころの体温計案内(特集)を行う。	小・中・高校生向け健康アンケートの結果を分析し、学校および教育委員会と共有、連携して対策を検討する。相談機関案内を対象者別に分けわかりやすいものに変更し、広報やホームページだけでなくツイッターを活用する。相談員の研修を実施する。	健康保険医療課 保健センター
各種相談機関の情報提供	各種相談機関の問い合わせ先を一元化し、周知・啓発をしていく。	チラシの配布やホームページに掲載する。	スポーツ青少年課

施策⑦ 学童期・思春期から成人期に向けた青少年健全育成支援

【 施策の方向性 】

青少年が夢や希望を持ち、自分自身を大切に健やかに成長することができるよう、非行・飲酒・喫煙・薬物乱用等の防止教室を行うことで、有害なものとの関わりの未然防止や早期対応に取り組みます。

また、スマートフォン等の急速な普及により、青少年の生活や環境に大きな影響を与えていることから、青少年を取り巻く有害環境等の健全化を図るため、地域における企業や団体等の協力を得て、地域全体で有害環境から青少年を守る取組を進めてまいります。

○施策⑦の評価指標

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	各小中学校の保護者への青少年育成推進委員会講習会リーフレットの配布箇所数	0校	12校
2	青少年をまもる店の加盟店舗件数	170件	180件
3	高校生の飲酒・喫煙率	令和元年度把握予定	0.0%

【 主な取組 】

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
学校教育における青少年健全育成の推進	毎年、各小・中学校において警察や関係機関と連携し、薬物乱用防止教室と非行防止教室を実施し、啓発を行う。中学校においては、ネットモラル講演会を行い、企業等から講師を招き、子どもの健全育成を図る。	薬物乱用防止教室では、引き続き薬物の危険性を伝え、薬物に手を出すことのない環境づくりを進める。非行防止教室については、児童生徒が非行行動を取らないように、日ごろから学校と家庭との連絡を密に取り合う。ネットモラル講演会では、多様化するネットトラブルの状況を鑑み、内容の見直しを行い、改善を図っていく。	学校教育課
未成年の喫煙・飲酒防止対策等の推進	全世代対象として、市民まつり健康フェアでの喫煙に関するパネル、肺モデルの展示、ポスター、リーフレットの配布を実施	小・中・高校生向け健康アンケートの結果を分析し、学校および教育委員会と共有、連携して対策を検討する。	健康保険医療課 保健センター

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
青少年への有害環境対策や非行防止活動の促進	青少年育成関係団体と連携し、有害環境の浄化や非行防止への取組を実施する。	有害環境の浄化では、新規テーマのほか、以前に取り組んだテーマの情報を更新して、再啓発活動を行う。非行防止については、青少年育成関係団体と協議のうえ、取組を実施していく。	スポーツ青少年課
青少年育成推進委員会青少年をまもる店訪問活動	「和光市青少年育成推進委員会」は、地域に青少年育成運動の趣旨を普及し望ましい環境づくりを促進する活動を行う。青少年の健全な成長を阻害し、非行のきっかけになる恐れのある商品を「売らない」「置かない」「買いにきたら注意を促す」について協力をする青少年をまもる店協力店に、青少年育成推進員が訪問し、青少年の購買状況や、地域の様子などの調査を行う。	青少年をまもる店の協力店舗数を増やすとともに、既存店舗への訪問活動も継続していく。	スポーツ青少年課
青少年育成推進委員会講習会の実施	青少年育成推進員に対し、青少年期の子どもの教育について、家庭教育でできることを学ぶための講習会を実施する。	講習会の参加人数を増やしていく。	スポーツ青少年課
青少年問題協議会	和光市青少年問題協議会条例に基づき、青少年問題に係る関係機関の連携に関する事項や、市が実施する青少年問題に係る施策及び取組の推進、啓発に関する事項を協議し、青少年問題を総合的かつ効果的に推進する。	本市の現状を踏まえた青少年問題のテーマを決め、そのテーマに沿った取組を実施していく。	スポーツ青少年課

基本方針Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境整備

基本理念である自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくりを推進するために、小さいころから「食」に対する親しみや知識、選択する力を持つことにより、成人期における生活習慣病等の予防支援を行い、健康な体を育む食育の推進を行います。食育の推進に当たっては、和光市食育推進計画に基づき、企業・事業者・地域団体・ボランティア等の様々な関係者が主体的かつ多様に「連携・協働」しながら公民協同を実現するため「食育推進コンソーシアム会議」を設置し食育を推進してまいります。

また、長期休館となっている和光市総合児童センタープール棟及び老朽化が進んでいる総合児童センター本館棟の建て替えに伴い、隣接する国有地を合わせて活用し、総合児童センター、認定こども園、学童クラブ、市民プール、児童発達支援センター及び保健センターの機能を備えた複合施設として広沢地区の新たな拠点を整備します。

子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図り、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

○基本方針Ⅳの達成度

本市では、安心・安全かつ子どもが心身共に健やかに育つ環境整備を行うため、以下の指標を設定します。

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	小学生の健全歯のみの者の割合	64.8%	68.0%
2	将来の夢や目標を持っていますか（小学校）あてはまる、どちらかといえばあてはまると回答した児童の割合（再掲）	81.0%	86.0%
	将来の夢や目標を持っていますか（中学校）あてはまる、どちらかといえばあてはまると回答した生徒の割合（再掲）	72.6%	75.0%
3	市内における子どもを狙った犯罪被害件数	37件／年	0件／年

○基本方針Ⅳの重点事業

子どもが社会や地域に主体的に参加できる場や多世代の交流の場の整備及び運営を進めるため、以下を重点事業と設定します。

重点事業：広沢複合施設の整備及び運営

施策⑧ 子どもの健康な心と体を育む食育推進

【 施策の方向性 】

和光市食育推進計画に基づき、食に関する知識の普及啓発及び伝統的食文化の継承を行うため、保育所・認定こども園・幼稚園や学校等において、子どもや保護者に対して「食」への関心・理解を深める事業を実施し、子どもの将来につながる健康の基礎づくりの取組を進めます。

また、母子に対して、妊婦検診や乳幼児健康診査等に基づき、個別の栄養マネジメントを実施し、母子の栄養リスクの軽減を図ります。

○施策⑧の評価指標

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	乳幼児健診における栄養教室の開催回数	36回／年	48回／年

【 主な取組 】

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
保育園等における食に関する取組（子ども向け／保護者向け）	保育施設に入所している子どもに対し、日々の給食提供や食育活動を通して健やかな心と体を育めるよう支援するとともに、保育施設の取組を通じて保護者支援を行う。	今後も子どもや保護者が『食』への関心を深めることができるよう、継続して事業を実施する。	保育サポート課
	学童クラブの補食においても、同様に行う。	学童クラブにおいては、栄養士が補食の内容を確認し、量や栄養バランスについて助言を行う。	保育施設課
学校教育における食に関する取組（子ども向け／保護者向け）	食育レシピ集のホームページ掲載、給食試食会や地産地消の推進、「早寝早起き朝ごはん」の国民運動の実施（啓発活動等）などを実施することにより子どもや保護者への食育に関する支援の充実を図る。	引き続き、子どもや保護者への食育に関する支援の充実を図る。	学校教育課
乳幼児健診時栄養教室	乳幼児健康診査時、管理栄養士による離乳食教室や、幼児食に関する教室や相談を行う。	市民のニーズに応じた内容変更の検討を行う。	ネウボラ課
乳幼児健診時むし歯予防教室	乳幼児健康診査時、歯科衛生士によるむし歯を予防するための教室を行う。	継続して実施するとともに、子ども自身もむし歯予防を意識するような取組を行う。	ネウボラ課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
栄養マネジメント	管理栄養士により、乳児及びその保護者に対し栄養指導計画を作成し、栄養指導及び調理支援を行う。	子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターと連携し、今後も事業を継続する。	地域包括ケア課
健康フェア	食育推進コンソーシアム会議の取組として、健康フェア時に食育ブースを設置し、ライフステージごとの食生活見直しポイントの啓発ポスターを掲示、減塩メニューの試食提供、味覚チェック、栄養相談、食に関する情報提供等を行う。	来場者に対し日頃の食生活を見直すきっかけを作り、食に関する正しい情報提供を行うと共に、食育推進コンソーシアム会議構成員の健康フェア参加率を高め地域一体型のわこう版食育の普及・啓発を図る。	健康保険医療課 保健センター
子育て支援拠点での食育講座の実施	食育推進コンソーシアム会議の取組として、食育推進計画の「ライフステージ別の食育の推進」に基づき子育て支援拠点において、構成員と協働で保護者とその子どもに対して食育講座を実施する。	食習慣の基礎や食べる機能の発達、味覚形成に大きく影響する子育て世代の家族に対し、食の助言・支援を行い、将来的な健康の基盤づくりの取組を進める。	地域包括ケア課 健康保険医療課 保健センター
公民館での食に関する取組の実施	公民館において、親子料理教室等の食に関する取組を行う。	より多くの市民に食に関する取組に参加してもらうため、市民ニーズの把握、開催時期の検討、PRの工夫を行う。	生涯学習課
友好都市「十日町産魚沼コシヒカリ」の給食使用	お米の産地である友好都市の十日町市を広くPRするため、10月から3月までの月1回、十日町産魚沼コシヒカリを市内小中学校で使用する。	引き続き、友好都市である十日町が産地であるお米をPRするため、事業を継続する。	学校教育課
みどりの学校ファームによる栽培体験活動	心身共に発育段階にある児童や生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけることねらいとし、学校単位で農園を設置し、植え付けから収穫までの複数の生育過程を学ぶ。	農業者や地域住民の協力を得ながら、望ましい勤労観や職業観を育成し、各学校の特色を生かした体験活動を教育活動に位置付けていく。	学校教育課

施策⑨ 子どもの主体的な遊び・活動の機会の提供と環境整備

【 施策の方向性 】

子どもが持っている生命力や柔軟な発想力を伸ばしながら、子どもの自主性や社会性を育むために、地域において体験を重ねる機会を提供します。また、その体験を通じて次世代の担い手を育成し、地域での活動が世代を通じて継続・循環していくしくみの構築に努めます。

○施策⑨の評価指標

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	ブックスタート事業における本の手渡し率	50.0%	90.0%
2	新しい公園の整備数	62か所	64か所

【 主な取組 】

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
重点 広沢複合施設の整備 及び運営	長期休館となっている和光市総合児童センタープール棟及び老朽化が進んでいる総合児童センター本館棟の建て替えに伴い、隣接する国有地を合わせて活用し、総合児童センター、認定子ども園、学童クラブ、市民プール、児童発達支援センター及び保健センターの機能を備えた複合施設として広沢地区の新たな拠点を整備する。	複合施設の運営にあたっては、各施設の総合調整や連絡等を密に行うため、複合施設運営協議会を設置し、定期的に開催する。さらに、PFI事業者が運営する各施設の具体的な改善等に係るモニタリングや市民参加の促進を目的とした、関係団体（運営者や市担当課等）、市民（利用者代表の子どもや中高生を含む）及び有識者などで構成される部会を設置するなど、より良い施設の運営を目指す。	資産戦略課 保育施設課 スポーツ青少年課 健康保険医療課 保健センター 社会援護課
地域の遊び場の整備	各区画整理事業地域において新規公園を整備するとともに、既存の公園については、公園遊具の更新等の実施により、子どもの遊び場としての定着を図る。	市民の考えを反映させた公園整備を行っていく。	都市整備課
子育て活動推進事業費補助金	子育て活動支援を行っている団体の事業について、審査の上、補助を行う。	補助の在り方について検討を行う。	ネウボラ課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
図書館での子ども向け事業の実施	図書館において、ブックスタート事業、あかちゃんと楽しむ絵本とわらべうたなど、乳幼児期から本と接する機会を作るとともに、中高生参加事業も実施する。	ブックスタート事業については、手渡し率を向上させるために保健センターの乳幼児健診や未受診者訪問等での対応を検討する。	生涯学習課
あそぼう会	保育園の園庭を開放し、日常の保育を通じて子育て家庭への支援を図るほか、保護者同士の交流などを行う。	今後は、当事者を基点として要支援世帯へのアプローチに努める。	保育サポート課
プレーパーク事業	地域団体等と協働し、公園や児童センター・児童館等において、子どもの自由な発想による遊びを通じて、子どもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施する。	児童が市内のいずれのエリアに住んでいても参加できるように広沢複合施設内にプレーパークを常設する他、公園等の活用にあたっては、実施エリアの均衡を踏まえた事業の充実を図る。また、市民に対する認知度の向上と定着化を図る。	保育施設課
生涯学習機会の提供	市内の国の機関や民間企業の協力を得て、子ども大学わこうや子ども科学教室等の生涯学習事業を実施する。また「学校開放講座」など地域における学習機会の提供や公民館における子ども向け教室等を実施する。	子ども大学わこうについては、市内の国の機関等の協力による「はてな学」・「生き方学」に加えて、地域のNPO等の協力による「ふるさと学」についても充実していく。	生涯学習課
スポーツに関する教室・事業の実施	スポーツに関する様々な事業を通じて、子どもがスポーツに関わる機会を提供する。	和光市体育協会、和光市スポーツ推進委員、和光市総合体育館と協議・共催のうえ、子どもが今後スポーツに興味を持って関わっていけるようなスポーツを体験してもらう場を作る。また、水泳やスキー等学校の活動で行うものを補完できるような教室・事業も実施していく。	スポーツ青少年課
青少年健全育成事業	青少年育成和光市民会議において、夏季スポーツ大会やたこあげ大会など、子どもたちが親や地域の方、友人と交流を図るイベントを実施する。	市民会議において毎年度事業計画を検討し、事業を実施していく。	スポーツ青少年課
青少年相談員協議会ジュニアリーダーの育成	青少年相談員協議会が青少年の健全な育成のため、小学3年生～小学6年生を対象に、学年や学校の異なる多様な仲間達と共に過ごし、様々な体験活動を行う機会を作る。	小学生からジュニアリーダーを育成し、地域のボランティア参加、将来の青少年相談員の担い手を育成していく。	スポーツ青少年課
職業体験	中学校2年生に2日間、勤労の尊さや生産することの喜びを体得するため各事業所において職場体験を行う。	引き続き、勤労の尊さや職業に関わる啓発的な体験を行うとともに、既存の各事業所との連携強化と必要に応じて、新規事業所を開拓する。	学校教育課

施策⑩ 子どもを守る安全対策

【 施策の方向性 】

子どもや子育て世帯に対する安全性に留意した環境の整備を進めます。また、警察や市民団体等の関係機関や地域の方の協力を得て、地域で子ども・子育て家庭を見守る環境を整えます。

○施策⑩の評価指標

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	ボランティア参画公園数	7か所	10か所
2	防犯パトロールの地域住民参加者数	1,530人	2,000人
3	青色防犯パトロール(14:00~18:00)の月運行率	66.6%	70.0%
4	市と地域住民が地域の安全点検を行い、防犯について情報共有を図る機会	3回/年	5回/年

【 主な取組 】

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
子育て支援施設等でのAEDの設置	子育て支援施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整える。	引き続き、子育て支援施設等にAEDを設置する。	保育施設課 保育サポート課
保育施設等の耐震性の確保	旧基準の耐震施設について、耐震補強等を実施し、十分な耐震性を確保する。	新規に開所する保育施設等について、設置運営事業者に対し、安心安全な施設とする耐震性の確実な確保に係る対応を求めている。	保育施設課
公園の安全確保	子どもの安心・安全な遊び場の確保のため、公園に設置している遊具の点検を行うとともに公園の樹木を計画的に剪定し、公園内の見通しを確保する。	引き続き、遊具の点検や樹木の剪定を行い、子どもの安全確保に努める。	都市整備課
道路環境整備の推進	子育て世帯が安心して外出等ができるように、安全な歩道の整備を行う。	毎年継続的に歩道の修繕を実施する。	道路安全課
福祉避難所の指定	大規模災害発生時、要配慮者のうち、指定避難所での生活に支障があり、特別な配慮が必要な妊産婦等を受け入れる福祉避難所を予め指定する。	福祉避難所を指定し、災害時に、円滑な避難者対応ができるよう、体制の整備、訓練の実施、備蓄品の確認等を行う。	社会援護課 危機管理室 保育施設課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
防災意識の向上に向けた取組の推進	教育・保育施設や子育て支援施設等に対し、より機動性のある現実的な非常災害対策を図るため、定期的な備蓄品の確認や避難マニュアルの見直し等、防災意識の向上を促す。	防災教室等の各種行事や各教科等を通じて子どもの防災意識の向上を図るための取組を行うとともに、研修等により職員等の危機管理意識の醸成を図る。 浸水想定区域の教育・保育施設や子育て支援施設等に対し、作成した避難確保計画及び避難マニュアル等が、より機動性のある現実的なものとなるよう訓練を通じての検証、改定を促進する。	危機管理室 保育施設課
教育・保育施設等に対する避難訓練等の実施	教育・保育施設において、非常時に円滑な対応ができるよう、定期的に取り組み引き渡し訓練等を実施する。	引き続き、非常時に円滑な対応ができるよう訓練等を実施するとともに、効果的な実施につながるよう見直しを行っていく。	保育サポート課
防犯パトロールの実施	青色防犯パトロールカーによる市内の防犯パトロールを業者委託で実施し、不審者情報等の事案が発生した場所を重点的にパトロールを行い、子ども等の安全確保を図る。	月15回の運行のうち、登下校の時間帯（14時～18時）の子どもの見守りを強化する。	危機管理室
子どもの見守り放送の実施	小学生の下校時に合わせて子ども自身の声により見守り放送を流すことで、子どもの帰宅時間を促すとともに、地域の見守りを促す。	引き続き見守り放送を継続するとともに、事件等の情報が入った際には朝霞警察署や学校教育課等と連携をとり、情報を共有化して臨時放送を行う。	危機管理室
防犯マップの作成支援の実施	小学校区ごとにフィールドワークを実施し、市内防犯マップの作成を行う。また、フィールドワークで得た情報を新たに防犯マップに追加し、ホームページに掲載するとともに、学校の授業等で防犯マップを活用し、子ども及び保護者への危険個所の認知度を高める。	防犯マップの認知度を上げるため、チラシや学校の授業等での防犯マップの活用を促す。また、防犯マップに多くの方の意見を取り入れ、情報の更新に努める。	危機管理室
交通安全教室の実施	小学校1年生と小学校4年生に、横断歩道の渡り方や自転車の安全な乗り方など交通安全教室を実施する。	児童生徒に交通環境に即応して自他の安全を守りながら行動する態度を身につけさせ、安全に生活できるよう、学校、家庭、地域、他課との連携を図っていく。	学校教育課 道路安全課
通学路の安全確保（スクールガードの育成等）	通学時の交通事故等の防止のため、スクールゾーンの設定や交通指導員の配置、スクールガード・リーダーの活用を行う。	通学路の危険個所を定期的に点検し、学校、関係機関と連携・情報を共有しながら、見守り体制を強化していく。	学校教育課
地域住民による公園の見守り体制の整備	ボランティアによる地域の見守り体制を創出する。	各圏域を網羅できる体制を整備するよう努める。	都市整備課

事業名	事業概要	今後の方向性	担当課
青少年育成推進員会 青少年をまもる店訪問 調査活動	再掲（ P 3 4 ）		スポーツ青少年課

基本方針V 教育・保育等の基盤整備

施策⑪ 教育・保育等の基盤整備計画（量の見込みと提供体制）

【 施策の方向性 】

保育所等の待機児童の解消に向け、保育の受け皿を支える保育人材の確保、施設整備に係る支援等を行いながら、教育・保育等における受入児童の提供体制を計画的に整備します。

また、子ども基点の考えに基づき、過剰過少な供給とならないよう毎年の教育・保育等の利用実績を踏まえ、**且**かつ保護者のニーズ等に応じた多様な教育・保育サービス体制を確保します。

基盤整備にあたり、圏域を踏まえた整備が特に必要な特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等について、圏域ごとに量の見込みと提供体制を記載しています。

（4ページ「5 教育・保育提供区域の設定」を参照）

【 事業の提供区域 】

区分	区域
<ul style="list-style-type: none"> ○特定教育・保育施設 （新制度移行幼稚園、保育所、認定こども園） ○特定地域型保育事業 （小規模保育事業、事業所内保育事業） ○認可外保育施設 ○新制度未移行幼稚園 ○幼稚園の預かり保育 ○市外施設 （企業主導型保育事業） ○地域子ども・子育て支援事業 （利用者支援事業、時間外保育事業、 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、 乳児家庭全戸訪問事業、 療育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業、 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、 病児保育事業等、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査） 	<p>3圏域</p> <p>北エリア 中央エリア 南エリア</p>

(1) 教育・保育施設、地域型保育事業等

基盤整備にあたっては、0歳から5歳までの子どもの人口推計、教育・保育の利用実績、利用希望および地域の実情などを考慮して認定区分ごとに量の見込みを算出しています。

また、保護者が多様な教育・保育施設等の中から選択して、児童が教育・保育を受けられるよう、保護者の就労状況およびその変化のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況などを踏まえ、柔軟な子どもの受け入れにも配慮しながら必要利用定員総数を定め、教育・保育等の提供体制の確保に努めます。

認定区分は、1号、2号、3号の区分とし、より詳細に必要な人数を把握するため、2号認定では教育ニーズと保育ニーズに分け、3号認定では、地域の実態に合わせた保育を提供するため、0歳と1・2歳とに分けています。

【利用者数の推移】

《保育施設・地域型保育事業等》

単位：人

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
利用者数	764	622	186	804	680	179	924	770	232	990	818	199	1,059	865	211	
エリア別	北エリア	368	296	85	388	336	98	452	375	116	478	415	97	519	440	115
	中央エリア	195	174	55	200	173	43	237	191	73	255	222	50	288	254	51
	南エリア	201	152	46	216	171	38	235	204	43	257	181	52	252	171	45

令和2年2月末現在、保育園が18園（公設公営2園、公設民営2園、民設民営14園）、小規模保育事業所が24箇所、事業所内保育事業所が1箇所あります。

認可定員の合計は、2,003人で、実際の利用者数は2,044人と定員を弾力化して受け入れておりますが、依然、待機児童が発生している状況です。

書式変更 菅野

フォント：11 pt / 文字飾り：フォントの色：自動 / 文字オプション：蛍光ペン：なし

書式変更 菅野

フォント：11 pt / 文字飾り：フォントの色：自動 / 文字オプション：蛍光ペン：なし

《教育施設》

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	1,701	1,596	1,522	1,430	1,380

市内には、私立幼稚園が4園あります。幼稚園を利用している子どもの約4割が市外の幼稚園に通っています。利用状況と利用希望が概ね均衡しており、広域利用も多いことなどから、生活圏域を限定せず、提供体制が確保されている状況です。

(参考：令和元年12月1日現在の幼稚園利用者数と市内・市外の割合)

市内幼稚園 809人 (61.24%)

市外幼稚園 512人 (38.76%)

書式変更 菅野

フォント：和文：HG丸ゴシックM-PRO / 欧文：HG丸ゴシックM-PRO / 11 pt

書式変更 菅野

フォント：和文：HG丸ゴシックM-PRO / 欧文：HG丸ゴシックM-PRO / 11 pt / 文字飾り：フォントの色：自動 / 文字オプション：蛍光ペン：なし

書式変更 菅野

フォント：和文：HG丸ゴシックM-PRO / 欧文：HG丸ゴシックM-PRO / 11 pt / 文字飾り：フォントの色：自動 / 文字オプション：蛍光ペン：なし

【 量の見込みと提供体制 】

単位：人

	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	708	625	1,110	197	865	694	567	1,144	203	876	680	503	1,175	209	898	664	437	1,202	215	923	661	381	1,251	222	948
②提供体制	945	625	1,065	255	860	955	567	1,131	262	887	955	503	1,185	262	923	955	437	1,200	251	929	955	381	1,275	254	959
市内施設	945	625	1,059	249	842	955	567	1,125	256	869	955	503	1,179	256	905	955	437	1,194	245	911	955	381	1,269	248	941
特定教育・保育施設			1,059	122	446	10		1,125	128	464	10		1,179	128	500	10		1,194	126	497	10		1,269	126	511
特定地域型保育事業				122	386				123	395				123	395				114	404				117	420
認可外				5	10				5	10				5	10				5	10				5	10
新制度未移行の幼稚園	945					945					945					945					945				
幼稚園及び預かり保育		625					567					503					437					381			
市外施設利用			6	6	18			6	6	18			6	6	18			6	6	18			6	6	18
②一① 過不足	237	0	▲45	58	▲5	261	0	▲13	59	11	275	0	10	53	25	291	0	▲2	36	6	294	0	24	32	11

【 今後の方向性 】

子どもの人口推計とニーズ調査から算出した量の見込みに対しては、3号認定の子どもに待機児童が最も多く発生していることを踏まえ、保育の継続を確保を前提とした地域型保育事業の定員変更を含む整備も視野に入れながら、認可保育所及び認定こども園の新設により提供体制の確保を図ります。教育の希望が強い2号認定の子どもが一定数存在することから、教育施設の運営事業者の意向を尊重しつつ幼稚園における預かり保育の充実の促進を図ることにより、ニーズに対応した待機児童の解消を目指します。

提供体制の確保にあたっては、市と民間事業者において、子どもの最善の利益とすることの共通認識を持ち、施設や事業が安定的かつ継続的な運営ができるよう協議・調整を十分行いながら、既存保育施設の最大限の活用と新規施設の設置により進めていきます。

また、小規模保育事業所等を2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に保育を受けられるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業との連携の一層の推進を図ります。

【 エリア別の量の見込みと提供体制 】

【北エリア】

単位：人

	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
	1号	2号	3号	0歳	1・2歳	1号	2号	3号	0歳	1・2歳	1号	2号	3号	0歳	1・2歳	1号	2号	3号	0歳	1・2歳	1号	2号	3号	0歳	1・2歳
①量の見込み	274	300	548	97	433	280	283	584	102	423	275	253	598	107	422	270	223	613	112	423	267	195	634	118	422
②提供体制	490	300	477	126	381	490	283	477	124	373	490	253	531	124	409	490	223	531	124	409	490	195	606	124	423
市内施設	490	300	477	126	381	490	283	477	124	373	490	253	531	124	409	490	223	531	124	409	490	195	606	124	423
特定教育・保育施設			477	62	211			477	62	211			531	62	247			531	62	247			606	62	261
特定地域型保育事業認可外				59	160				57	152				57	152				57	152				57	152
新制度未移行の幼稚園				5	10				5	10				5	10				5	10				5	10
幼稚園及び預かり保育	490					490					490					490					490				
市外施設利用		300					283					253					223					195			
②-① 過不足	216	0	▲71	29	▲52	210	0	▲107	22	▲50	215	0	▲67	17	▲13	220	0	▲82	12	▲14	223	0	▲28	6	1

北エリアにおける宅地開発に伴う保育ニーズの高まりが見込まれることから、令和4年度に保育所1施設、令和6年度に保育所1施設と小規模保育事業所1施設の整備を行い、提供体制を確保します。

また、しらこ保育園の民設化にあたっては、子どもにとって最善の利益を実現することを第一に、保護者の意見を尊重しながら、安定し且つ継続して設置・運営できる事業者を決定します。決定した事業者と、協議・調整の上、在籍する児童への影響が少なく円滑な移行が図られるよう、一定期間の引継ぎ・共同保育を実施した上で民設園に移行していきます。

【中央エリア】

単位：人

	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	258	218	304	72	241	249	196	307	72	259	241	175	312	73	277	232	153	314	74	297	234	139	332	74	320
②提供体制	175	218	354	80	264	185	196	420	89	299	185	175	420	89	299	185	153	420	80	308	185	139	420	83	324
市内施設	175	218	348	74	246	185	196	414	83	281	185	175	414	83	281	185	153	414	74	290	185	139	414	77	306
特定教育・保育施設			348	35	144			414	41	162			414	41	162			414	41	162			414	41	162
特定地域型保育事業 認可外				39	102				42	119				42	119				33	128				36	144
新制度未移行の幼稚園 幼稚園及び預かり保育	175					175					175					175					175				
市外施設利用		218					196					175					153					139			
②-① 過不足	▲ 83	0	50	8	23	▲ 64	0	113	17	40	▲ 56	0	108	16	22	▲ 47	0	106	6	11	▲ 49	0	88	9	4

中央エリアにおいては、待機児童の解消と保護者の就労状況に関わらず教育ニーズにも対応し子どもを受け入れられるよう、広沢複合施設整備・運営事業の一環として幼保連携型認定こども園を令和3年度開園を目指し整備します。

また、1歳児2歳児に多く発生している待機児童の状況を踏まえ、令和3年度と令和5年度に既存の小規模保育事業所の移転等に伴う定員の増加及び年齢区分の変更により対応します。

【南エリア】

単位：人

	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	176	107	258	28	191	165	88	253	29	194	164	75	265	29	199	162	61	275	29	203	160	47	285	30	206
②確保方策	280	107	234	49	215	280	88	234	49	215	280	75	234	49	215	280	61	249	47	212	280	47	249	47	212
市内施設	280	107	234	49	215	280	88	234	49	215	280	75	234	49	215	280	61	249	47	212	280	47	249	47	212
特定教育・保育施設			234	25	91			234	25	91			234	25	91			249	23	88			249	23	88
特定地域型保育事業				24	124				24	124				24	124				24	124				24	124
認可外																									
新制度未移行の幼稚園	280					280					280					280					280				
幼稚園及び預かり保育		107					88					75					61					47			
市外施設利用																									
②-① 過不足	104	0	▲24	21	24	115	0	▲19	20	21	116	0	▲31	20	16	118	0	▲26	18	9	120	0	▲36	17	6

南エリアでは、事業所内保育事業を卒園する2歳児の確実な保育の継続を目的とした連携施設としての役割に資するため、保育所1施設が2号定員の拡大変更を行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

(ア) 利用者支援事業

【事業概要】

本市においては、各日常生活圏域において子育て世代包括支援センターを整備し、地域における拠点において、妊娠・出産期から子育て期まで継続して支援を行う体制を構築しています。利用者支援事業についても、各拠点に専門の支援員を配置し、地域で相談・支援を継続いたします。本市において実施している利用者支援事業は以下の2種類となります。

基本型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、子育て支援ケアマネジャーが身近な場所で相談を受け、情報提供、助言等の必要な支援を行うと共に、必要なサービス調整や関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等に対応するため、助産師等による母子保健ケアマネジャーが専門的な見地から相談支援等を行い、その状況を把握し、母子保健及び子育て支援サービス等の情報提供、サービス調整、助言等の必要な支援を行う事業です。母子保健コーディネーターが配置されている拠点においては母子手帳の交付を行っており、妊娠初期の母子手帳交付時から継続的な相談・支援を実施しています。

【現状】

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施数	5	5	5	5
基本型・特定型のみ	1	1	1	1
母子保健型のみ	1	1	1	1
基本型・母子保健型両方	3	3	3	3

母子保健ケアマネジャーのみが配置されている拠点が 1 か所、子育て支援ケアマネジャーのみが配置されている拠点が 1 か所、両ケアマネジャーが配置されている拠点が 3 か所の計 5 か所で本事業を実施しています。

書式変更 菅野
フォント：太字(なし) / 文字飾り：下線なし / フォントの色：自動 / 文字オプション：蛍光ペン：なし

【 量の見込みと提供体制 】

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
基本型・母子保健型両方	3	3	3	3	3
提供体制	5	5	5	5	5
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
基本型・母子保健型両方	3	3	3	3	3

【 今後の方向性 】

今後設置を予定している、子ども家庭総合支援拠点と連携を図り、事業を実施します。

(イ) 時間外保育事業（延長保育事業）

【 事業概要 】

やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた利用時間を超えて保育を必要とする子どもに対し提供する保育です。地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、国・県・市が一部費用を負担します。

【 現状 】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	1,007	805	981	1,202

市内の全ての保育所・小規模保育事業所等で時間外保育事業を実施しており、各年度により増減はあるものの、保育施設の整備と共に増加傾向にあります。

【 量の見込みと提供体制 】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,281	1,268	1,256	1,243	1,240
提供体制	2,083	2,183	2,273	2,283	2,391

【 今後の方向性 】

全ての保育所・小規模保育事業所等にて事業が実施できるよう支援します。実施施設については、保育施設の整備に伴う展開を基本とし、実施時間については、保護者のニーズに合わせた事業を安定的・計画的に提供してまいります。

(ウ) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【 事業概要 】

小学校に就学している児童が、保護者の就労等により昼間家庭にいない放課後や長期休業時において保育を必要とする場合に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。公設学童クラブ 12 箇所と民設学童クラブ 1 箇所、合計 13 箇所学童クラブを展開しています。

【 現状 】

単位：人／各年5月1日現在

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
提供体制	684	797	819	819
利用希望者数	719	772	828	893
待機児童数	21	36	52	81

保育ニーズの高まりとともに、宅地開発や大型マンション建設による人口流入の影響を受け、学童クラブの利用希望者は年々増加しており、待機児童数は増加傾向となっています。

市は、第 1 期計画に基づき、公設学童クラブを整備、民設学童クラブを誘致するなど、135 人提供体制の拡充に努めてきました。

一方で、児童の成長等に伴い、1 人で留守番が出来る、習い事等へ通う等の理由により学童クラブを退所する児童が年間で 100 人を超えています。

平成 30 年度に整備した公設学童クラブは、学童クラブやわこうっこクラブ（放課後子供教室）等に所属する児童等との交流を図りやすくし、教育・福祉の連携を促進するためのモデル事業として、わこうっこクラブとの一体型施設を設置し、児童の放課後の居場所づくりの充実を図りました。

【 量の見込みと提供体制 】

単位：人／学区数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	935	960	1,004	1,050	1,051
提供体制	909	1,039	1,039	1,059	1,059
わこうっこクラブとの一体型及び一体的運営（学区数）	2	9	9	9	9

【 今後の方向性 】

放課後の居場所づくりの中核を担う学童クラブは、児童の成長に応じて適切且つ安全で安心した居場所としての提供体制を整えるとともに、各家庭が選択した児童の放課後の居場所が異なった場合でも、児童同士が交流できる環境の確保が求められます。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる待機児童の解消と放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の両事業の計画的な整備推進の方針を踏まえ、市は、モデル事業による児童同士の交流促進、わこうっこクラブを放課後の居場所とする認知度の上昇等のメリットを活かし、今後の学童クラブについては、わこうっこクラブとの一体型施設又は一体的な運営と合わせて民設学童クラブの誘致等により、提供体制を整備し事業展開を図ってまいります。

具体的には、令和2年度に北原小学校区において一体型施設を整備し、市内2箇所一体型施設による事業運営を行う他、令和3年度には大型マンション等による需要拡大が見込まれることから、わこうっこクラブとの連携を確保した民設学童クラブを誘致します。

また、既存施設や小学校等における教室等は最大限活用し、令和3年度からの新たな学童クラブの事業者を選定する際は、学童クラブとわこうっこクラブを一体的に運営することができることを要として、全ての小学校で両事業を推進していきます。

(エ) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）

【 事業概要 】

ショートステイ事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。

【 現状 】

単位：回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用回数	37	29	15	27

わこう版ネウボラの事業の1つとして、わこう産前・産後ケアセンターで生後間もない乳児を対象とした産後ケア型のショートステイ等を実施しています。

【 量の見込みと提供体制 】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24	24	24	24	24
提供体制	24	24	24	24	24

【 今後の方向性 】

現在はファミリーサポートセンター事業や緊急サポート事業における夜間預かり・宿泊預かりにおいて宿泊を伴う保育ニーズに対応しています。今後は、社会的養護を伴う児童の短期預かりについて、実際のニーズ等を把握したうえで、事業整備について検討を行ってまいります。

(オ) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）

【 事業概要 】

こんにちは赤ちゃん訪問事業及び妊産婦・新生児訪問事業をあわせて実施しています。生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師・母子保健ケアマネジャー等の専門職が訪問し、乳児の発育・発達の確認を行うとともに、子育て支援に関する情報提供や育児や産後の母親の心身の状況及び養育環境などの把握・相談を行い、必要な助言及びその他の支援を行います。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	825	841	832	832

こんにちは赤ちゃん訪問は、乳児医療や児童手当の申請の際、あわせて申請を受け付けています。そのほかに、電話やはがき、メール等でも受け付け、申請の機会の確保に努めています。

未申請者に対しては、通知や電話等による勧奨を行い、その後、連絡の取れない家庭には保健師等が訪問し、対応しています。また、里帰り中の場合は、他市での実施依頼を行っています。加えて、対象月齢児が転入の場合にも、前区市町村での実施を確認の上、ご案内を行っています。

【 量の見込みと提供体制 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	837	839	839	839	839
提供体制	837	839	839	839	839

【 今後の方向性 】

産後うつ等の早期発見・早期治療、育児支援のため、スリーシート（エジンバラ質問票・ボンディングシート等）を実施し、必要な支援事業へつなげていきます。こんにちは赤ちゃん訪問では、未申請者対応に加え、里帰り、転入者対応についても継続をして行きます。

(カ) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

【 事業概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 現状 】

単位：回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用回数	85	71	157	370

支援を要する児童・世帯について、ケアマネジャー等によるアセスメントに基づき利用決定を行い、支援員を派遣しています。

【 量の見込みと提供体制 】

養育支援訪問

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	30	30	30	30	30
提供体制	30	30	30	30	30

要保護児童

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	30	30	30	30	30
提供体制	30	30	30	30	30

【 今後の方向性 】

速やかに調整機関に情報を集約するなど、関係機関との連携を図ることで養育支援を必要とする家庭を早期発見し、必要な支援を適切に行っていきます。

(キ) 地域子育て支援拠点事業

【 事業概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【 現状 】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
来場者数	81,416	81,852	81,089	81,033

子育て世代包括支援センター等の市内 5 箇所で実施しています。保育所等の整備に伴い集団未所属の児童が減少したことから、年間延べ利用者は微減傾向にあります。

【 量の見込みと提供体制 】

単位：人回／年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	81,033	81,033	81,033	81,033	81,033
提供体制	施設数	5	5	5	5
	提供数	81,033	81,033	81,033	81,033

【 今後の方向性 】

子育て親子にとって身近な場所である子育て世代包括支援センター等での確かな情報提供及び助言を行い、地域住民と行政等関係機関が一体となって子どもの健やかな育ちを支援します。

(ク) 一時預かり事業（幼稚園等における一時預かり・預かり事業、保育所等における一時預かり・一時的保育事業）

【 事業概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。

一時預かり事業の類型イメージ

	幼稚園型	一般型
実施場所	幼稚園・認定こども園	保育園・一時預かり実施施設
利用対象	幼稚園・認定こども園（教育部分）に通っている子ども	定期的に保育を利用していない子ども
利用要件	教育時間の前後、土・日等休日、長期休暇中など	仕事・急病・家族介護・冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合

【 現状 】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	21,659	23,732	30,484	30,932
幼稚園の延長保育	10,263	14,206	19,201	20,012
一時預かり 休日保育	11,396	9,526	11,283	10,920

保護者の就労やレスパイトなど、子どもを一時的に預けたいニーズが高まっており、利用実績は各年度による差があるものの増加傾向にあります。

特に幼稚園では、預かり保育の充実に取り組んでおり、利用実績が急増しています。

【 量の見込みと提供体制 】

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28,337	28,042	27,743	27,401	27,333
一時預かり事業（幼稚園型）1号認定	9,782	9,630	9,442	9,225	9,177
一時預かり事業（幼稚園型）2号認定	3,605	3,549	3,480	3,400	3,382
一時預かり（幼稚園型以外）	14,950	14,863	14,821	14,776	14,774
提供体制	37,340	36,314	35,340	34,414	33,535
一時預かり事業（幼稚園型）	20,505	19,479	18,505	17,579	16,700
一時預かり（幼稚園型以外）	16,835	16,835	16,835	16,835	16,835

【 今後の方向性 】

今後も多様化する保護者のニーズに対応するため、引き続き、幼稚園での在園児を対象とした一時預かりの実施を支援すると共に、保育所等における一時保育室を実施し、安心して保護者が預けられる環境を整え、子育て支援の充実を図ります。

(ケ) 病児保育事業等

【 事業概要 】

病気の時や怪我などからの回復期などに保育を必要とする場合は、病院・保育所等に敷設された専用スペース等で看護師等が保育する「病児・病後児保育事業」や支援を行う方の自宅又は利用を希望する方の自宅などで預かる「緊急サポート事業」などが利用できます。

【 現状 】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	178	190	181	214

施設での預かりを希望する方への支援としては、「病児・病後児保育事業」を、市内を準中学校区として北・中央・南の3エリアに分けた中で、南エリア1カ所（定員4名）に加えて、第1期計画に基づき、平成28年度に北エリアに1カ所（定員3名）を整備し、6カ月から10歳までを対象として、平日の午前8時30分から午後6時までの間、定員7名で事業を実施しています。（※症状等により受け入れ人数は減少することがあります。）

また、平成28年度からは、「病児・病後児保育事業」の利用ができない場合や、個別対応を希望する場合等に預かりを行う「緊急サポート事業」と連携して、市内全域の病児・病後児保育のニーズに対応しています。

【 量の見込みと提供体制 】

(病児保育事業)

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	406	402	398	394	393
提供体制	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680

(ファミリー)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	30	30	30	30
提供体制	30	30	30	30	30

サポート・センター事業による病児・病後児対応)

【 今後の方向性 】

病児保育事業を実施する新たな施設の整備や新規事業については、既存施設にて量の見込みが確保できる見込みであることから行わないこととします。

ただし、既存施設については、利用状況や利用者からの声などの複眼的な視点で検証を行うほか、既存事業についても費用対効果の視点から、より効果的な事業への見直しなど、病児を持つ保護者の視点に立った病児保育事業のあり方を検討していきます。

また、利用手続きの煩雑さなどの諸課題など、利用環境の改善に向けて取り組みます。

(コ) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 事業概要 】

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員(利用会員)、当該援助を行う会員(協力会員)からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。

【 現状 】

単位：回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用回数	8,274	7,957	7,845	6,722

保育所の整備や幼稚園における一時預かり(延長保育)の整備にともない、利用回数は減少傾向にあります。

【 量の見込みと提供体制 】

(就学前児童)

単位：回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,626	3,588	3,555	3,517	3,511
提供体制	3,626	3,588	3,555	3,517	3,511

(就学児童)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,198	3,239	3,226	3,236	3,195
提供体制	3,198	3,239	3,226	3,236	3,195

(病児・病後児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	30	30	30	30
提供体制	30	30	30	30	30

対応※再掲)

【 今後の方向性 】

引き続き、協会の拡大及び協会の稼働率の向上を目指し、地域の互助にお

ける訪問サービスを強化します。また、様々な預かりのニーズに対応するため、協力会員の養成講座についても実施方法や内容等検討を行います。

(サ) 妊婦健康診査

【 事業概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて 14 回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 現状 】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数	942	915	905	857

【 量の見込みと提供体制 】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	857	857	857	857	857
提供体制	857	857	857	857	857

【 今後の方向性 】

母子健康手帳の交付の際に、妊婦健康診査についての適切な支援・指導を行います。今後も継続して実施するとともに、妊婦が受診しやすい環境を整えるために委託契約医療機関を増やしていきます。

(3) 子ども・子育て支援施設等の円滑な実施について

幼児教育・保育の無償化の対象として確認した施設を、特定子ども・子育て支援施設等といいます。

本市では、子どもの命を預かる施設等は子どもたちの安全を確保していることが第一と考えています。そこで、本市における特定子ども・子育て支援施設等は、国が定める経過措置期間に関わらず、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める基準によることを条例に定めて、子どもの安全確保を意図とするこの基準を満たすものとしています。

児童福祉法に定める認可外保育施設に対する調査、指導及び命令、届出の受理等の事務処理の権限を埼玉県から移譲されていることを踏まえ、円滑な給付ができるよう適宜、他自治体から情報収集を行い、特定子ども・子育て支援施設等とする確認及び公示を速やかに行うとともに、市民等に対して施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供を行います。

特定子ども・子育て支援施設等に対しては、関係法令等に基づく是正指導等を確実に実施し、安全な施設等の維持確保を図ります。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保にあたっては、該当世帯に対し適切に且つ公正に情報提供を行うと共に、適正な給付ができるよう取り組みます。

また、保護者への給付については、保護者の経済的負担や利便性等を踏まえて、特定子ども・子育て支援施設等における既存事務との連続性や、対象施設の資金繰りにも配慮した上で、法定代理受領（現物給付）による毎月給付を実施できるよう努めます。

【子ども・子育て支援施設等】

幼稚園

預かり保育事業

認可外保育施設（認可外保育、事業所内保育、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）等）

一時預かり事業

病児・病後児保育事業

ファミリー・サポート・センター事業

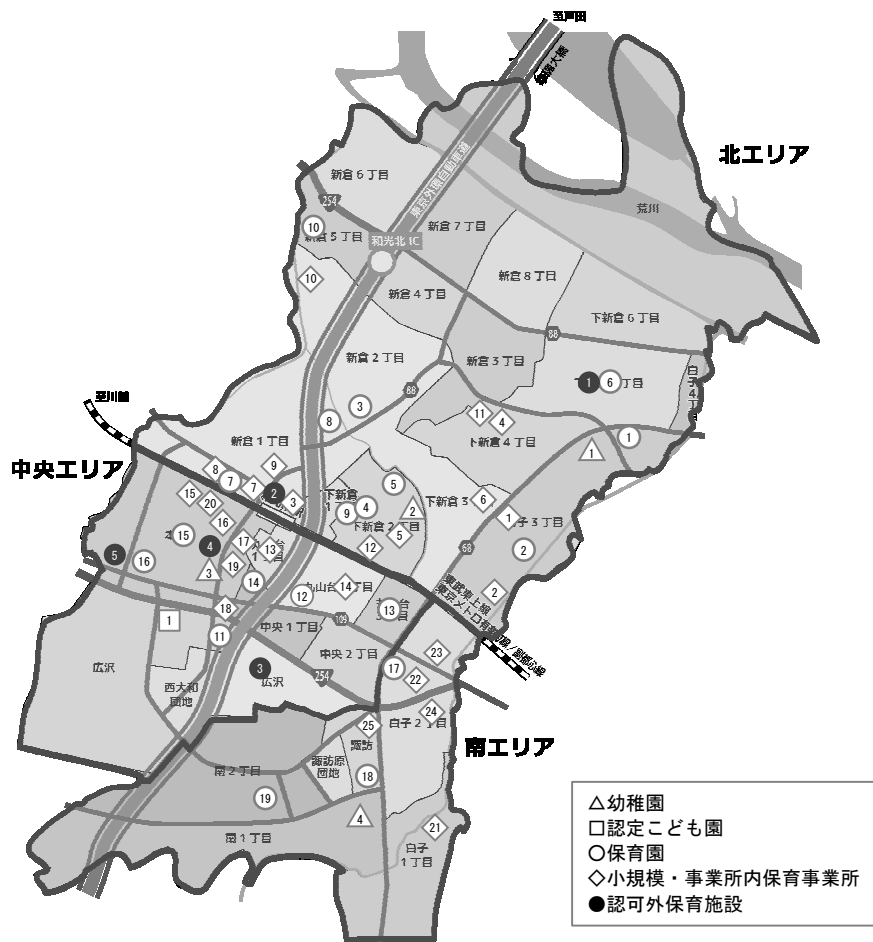
第5章

グランドデザイン

1 圏域別の整備計画

本市では、ニーズ調査などにより把握された地域ごとの子どもや子育て家庭への課題を踏まえ、日常生活圏域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のサービス基盤を整えます。

(1) 教育・保育施設等



<北エリア>

No.	名称・サービス種類・整備内容	定員等	場所	年月	無償化対象
△1	やまと幼稚園	280人	白子 3-12-1	整備済	○
△2	新倉幼稚園	210人	下新倉 2-45-5	整備済	○
○1	キッズエイド吹上保育園	80人	白子 3-15-25	整備済	○
○2	しらこ保育園	90人	白子 3-29-10	整備済	○
○3	和光プライムスター保育園	90人	下新倉 1-5-15	整備済	○
○4	下新倉プライムスター保育園	90人	下新倉 1-5-16	整備済	○
○5	里仁育舎	60人	下新倉 2-34-36	整備済	○
○6	下新倉みどり保育園	60人	下新倉 5-13-10	整備済	○
○7	和光駅前保育園	20人	新倉 1-2-67 2F	整備済	○
○8	にいくら保育園	110人	新倉 1-36-2	整備済	○
○9	和光どろんこ保育園	90人	新倉 2-4-53	整備済	○
○10	ハレルヤ保育園	60人	新倉 5-9-92	整備済	○
◇1	しらこ北リトルスター保育園	19人	白子 3-8-37	整備済	○
◇2	和光リトルスター保育園	19人	白子 3-35-7	整備済	○
◇3	メリーポピンズ和光ルーム	19人	下新倉 1-1-62 1F	整備済	○
◇4	スピカ☆リトルスター保育園	19人	下新倉 2-9-33	整備済	○
◇5	リトルスター保育園さつきちゃんのおうち	19人	下新倉 2-39-24 1F	整備済	○
◇6	下新倉リトルスター保育園	19人	下新倉 4-12-54	整備済	○
◇7	あそびのてんさい和光北口保育園	19人	新倉 1-2-41	整備済	○
◇8	わこうっちリトルスター保育園	19人	新倉 1-2-9 1F	整備済	○
◇9	和光市ひなた保育園	19人	新倉 1-10-74	整備済	○
◇10	ひだまりの保育園	19人	新倉 2-17-31	整備済	○
◇11	第2ひだまりの保育園	10人	新倉 3-5-28	整備済	○
◇12	第3ひだまりの保育園	19人	新倉 3-5-28	整備済	○
●1	なごみ保育園	30人	下新倉 5-13-11	整備済	○
●2	こぐま第2保育室	16人	新倉 1-1-31	整備済	○
—	新規保育園	90人	—	令和3年度 整備予定	○
—	新規保育園	89人	—	令和5年度 整備予定	○

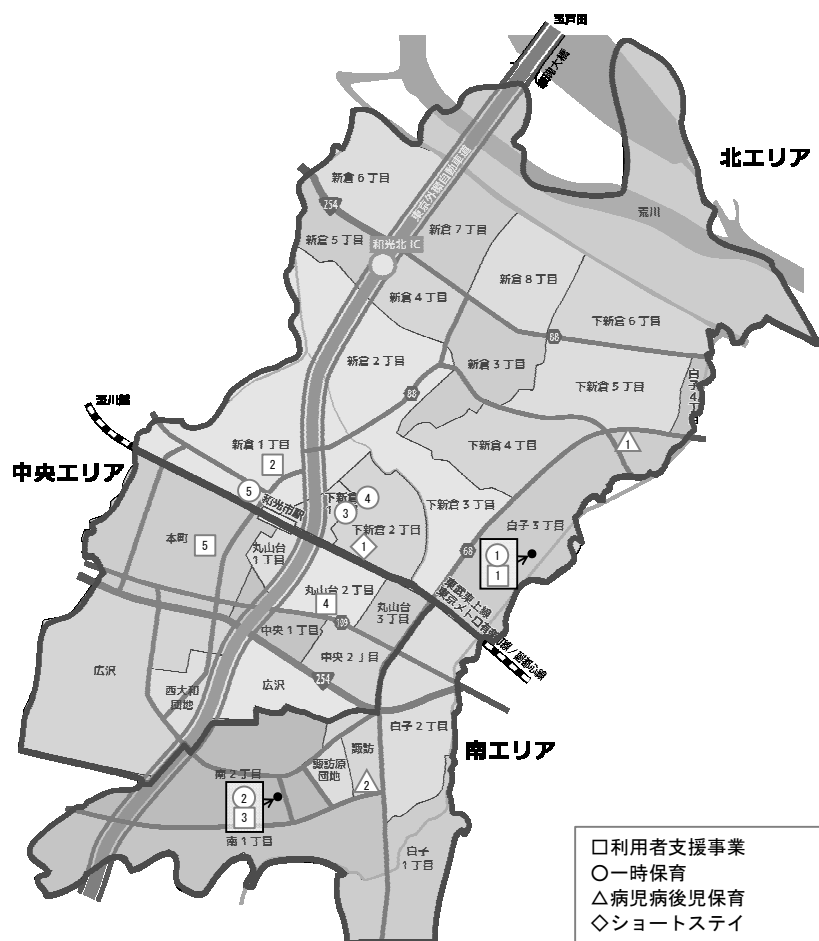
<中央エリア>

No.	名称・サービス種類・整備内容	定員等	場所	年月	無償化対象
△3	小羊幼稚園	175人	本町 15-16	整備済	○
□1	認定こども園	100人	広沢 1-5	令和2年度 整備予定	○
○11	ひろさわ保育園	108人	広沢 1-2	整備済	○
○12	(仮称)丸山台プライムスター保育園	80人	丸山台 2-28	令和2年度 開所予定	○
○13	あすの木保育園	70人	丸山台 3-5-8	整備済	○
○14	中央ひなた保育園	69人	中央 1-1-6	整備済	○
○15	キッズエイド和光保育園	110人	本町 31-6	整備済	○
○16	ほんちょう保育園	90人	本町 31-18	整備済	○
◇13	あそびのてんさい和光保育園	19人	丸山台 1-9-19	整備済	○
◇14	丸山台ひなた保育園	19人	丸山台 2-11-1 1F	整備済	○
◇15	保育ルームフェリーチェ和光Ⅱ園	18人	本町 5-28 1F	整備済	○
◇16	保育ルームフェリーチェ和光園	18人	本町 11-3 1F	整備済	○
◇17	和光エンゼル保育室	19人	本町 12-12 1F	整備済	○
◇18	和光第2エンゼル保育室	19人	本町 19-1	整備済	○
◇19	和光第3エンゼル保育室	19人	本町 12-12 2F・3F	整備済	○
◇20	こぐま保育室	10人	本町 5-13-101	整備済	○
●3	りけんキッズわこう	70人	広沢 2-1	整備済	○
●4	メールメールキッズルーム	5人	本町 11-3	整備済	○
●5	けやき保育園	25人	本町 28-8	整備済	○
—	新規小規模保育事業所	19人	—	令和5年度 整備予定	○

<南エリア>

No.	名称・サービス種類・整備内容	定員等	場所	年月	無償化対象
△4	大和すみれ幼稚園	280人	南 1-2-2	整備済	○
○17	ゆめの木保育園	90人	白子 2-14-62	整備済	○
○18	諏訪ひかり保育園	80人	諏訪 2-5	整備済	○
○19	みなみ保育園	180人	南 2-3-3	整備済	○
◇21	しらこ南リトルスター保育園	19人	白子 1-25-1	整備済	○
◇22	シリウス☆リトルスター保育園	19人	白子 2-14-38	整備済	○
◇23	さくらさくみらい 和光	19人	白子 2-23-7	整備済	○
◇24	つかさ保育園 和光市和光園	19人	白子 2-24-15 1F	整備済	○
◇25	さいたま保育園	20人	諏訪 2-1	整備済	○

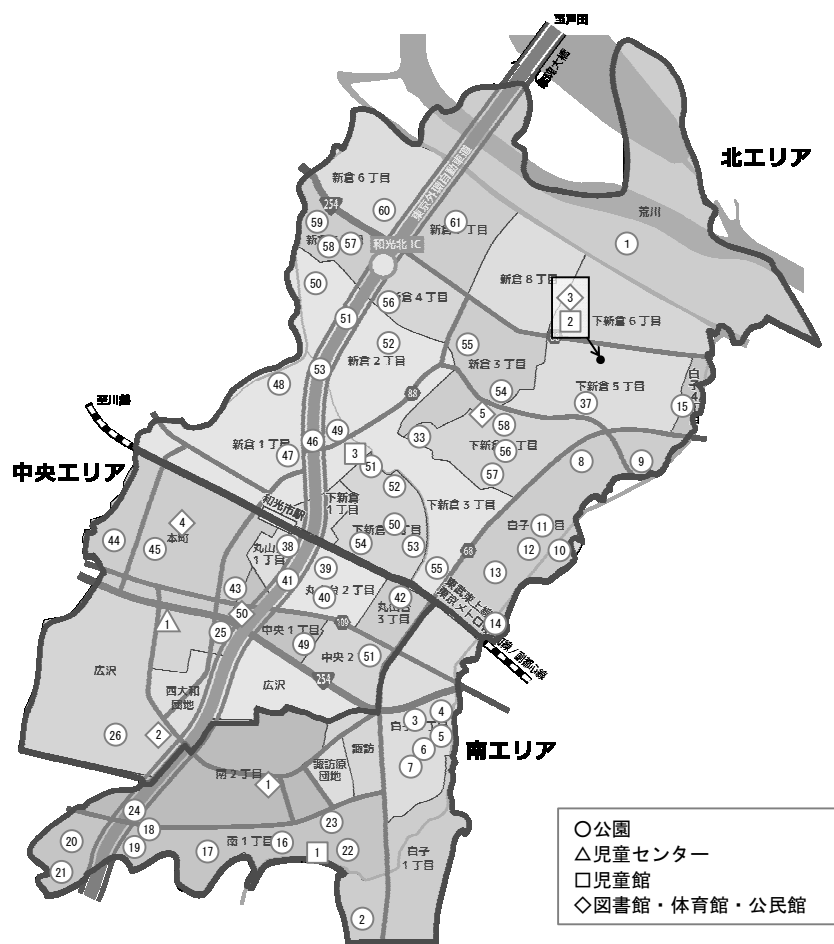
(2) 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）



No.	名称・サービス種類・整備内容	定員等	場所	年月	無償化 対象
□1	北子育て世代包括支援センター	—	白子 3-29-10 3F	整備済	
□2	北第二子育て世代包括支援センター	—	新倉 1-16-22	整備済	
□3	南子育て世代包括支援センター	—	南 2-3-3 2F	整備済	
□4	中央子育て世代包括支援センター	—	丸山台 2-20-15	整備済	
□5	本町子育て世代包括支援センター	—	本町 31-6	整備済	
△1	キッズエイド吹上保育園	3人/日	白子 3-15-25	整備済	○
△2	諏訪ひかり保育園やわら	4人/日	諏訪 2-5	整備済	○
○1	しらこー時保育室	10人	白子 3-29-10	整備済	○
○2	みなみ一時保育室	20人	南 2-3-3	整備済	○
○3	和光プライムスター保育園	10人	下新倉 1-5-15	整備済	○
○4	下新倉プライムスター保育園	—	下新倉 1-5-16	整備済	○
○5	わこうちりトルスター保育園	10人	新倉 1-2-9 1F	整備済	○
◇1	わこち産前・産後ケアセンター	—	下新倉 2-1-25	整備済	

No.	名称・サービス種類・整備内容	定員等	場所	年月
○1	白子学童クラブ	70	白子 3-3-40	整備済
○2	白子第二学童クラブ	65	白子 3-3-41	整備済
△1	白子小学校わこうこクラブ	—	白子 3-2-10	整備済
□1	白子小学校	—	白子 3-2-10	整備済
○3	諏訪学童クラブ	78	諏訪 3-20	整備済
△2	第四小学校わこうこクラブ	—	諏訪 3-20	整備済
□2	第四小学校	—	諏訪 3-20	整備済
○6	南地域センター学童クラブ	55	南 1-8-47	整備済
○4	南学童クラブ	70	南 1-5-1	整備済
○5	さつきこ学童クラブ	60	南 1-5-25	整備済
△3	第五小学校わこうこクラブ	—	南 1-5-10	整備済
□3	第五小学校	—	南 1-5-10	整備済
○7	広沢学童クラブ	80	広沢 1-5	整備済
△4	広沢小学校わこうこクラブ	—	広沢 1-5	令和2年度 開設予定
□4	広沢小学校	—	広沢 1-5	整備済
○8	下新倉学童クラブ	90	下新倉 5-21-1	整備済
△5	下新倉小学校わこうこクラブ	—	下新倉 5-21	整備済
□5	下新倉小学校	—	下新倉 5-21	整備済
○9	中央学童クラブ	58	中央 1-1-4	整備済
○10	中央ひなた保育クラブ	22	中央 1-1-6	整備済
△6	第三小学校わこうこクラブ	—	中央 1-1-4	整備済
□6	第三小学校	—	中央 1-1-4	整備済
○11	本町学童クラブ	70	本町 31-17	整備済
△7	本町小学校わこうこクラブ	—	本町 31-17	令和2年度 開設予定
□7	本町小学校	—	本町 31-17	整備済
○13	北原学童クラブ	80	新倉 1-5-27	整備済
○14	(仮称)北原第二学童クラブ	60	北原小学校内	令和2年度 整備予定
△8	北原小学校わこうこクラブ	—	新倉 1-5-27	整備済
□8	北原小学校	—	新倉 1-5-27	整備済
○12	新倉学童クラブ	80	新倉 1-38-1	整備済
△9	新倉小学校わこうこクラブ	—	新倉 2-2-39	整備済
□9	新倉小学校	—	新倉 2-2-39	整備済
—	新規民間学童クラブ	50	中央エリア	令和3年度 開設予定

(4) 公園・児童センター・児童館等



No.	名称・サービス種類・整備内容	場所	年月
○1	荒川河川敷運動公園	大字新倉・大字下新倉	整備済
○2	西むかいやま公園	白子 1-10	整備済
○3	越ノ上わんぱく広場	白子 2-11	整備済
○4	南滝河原児童遊園地	白子 2-24	整備済
○5	越ノ下公園	白子 2-25	整備済
○6	こしのはけ公園	白子 2-26	整備済
○7	南越ノ上児童公園	白子 2-9	整備済
○8	ふきあげ公園	白子 3-12	整備済
○9	旧白子川遊歩道	白子 3-19	整備済
○10	市場下公園	白子 3-24	整備済
○11	南市場いこいの森	白子 3-27	整備済
○12	市場峡公園	白子 3-27	整備済
○13	市場児童遊園地	白子 3-28	整備済
○14	旧白子川児童遊園地	白子 3-37	整備済
○15	野川公園	白子 4-4	整備済
○16	越後山児童遊園地	南 1-11	整備済
○17	越後山中央公園	南 1-16	整備済
○18	かくへいまる第2公園	南 1-21	整備済
○19	かくへいまる公園	南 1-24	整備済
○20	二軒新田児童遊園地	南 1-28	整備済
○21	しんでんやま公園	南 1-34	整備済
○22	西牛房児童公園	南 1-6	整備済
○23	いどくぼ公園	南 1-8	整備済
○24	外環上部南公園	南 2-1-3	整備済
◇1	南公民館	南 2-3-1	整備済
□1	南児童館	南 1-5-1	整備済
○25	広沢原児童公園	広沢 1	整備済
△1	総合児童センター	広沢 1-5	令和3年度開館予定 (令和元年10月～休館)
—	市民プール	広沢 1-5	令和3年度開館予定
○26	県営和光樹林公園	広沢 3	整備済
◇2	総合体育館	広沢 3-1	整備済
○27	ひだまり公園	下新倉 2-27	整備済
○28	桜坂公園	下新倉 2-33	整備済
○29	まました橋広場	下新倉 2-34	整備済
○30	あけぼの公園	下新倉 2-45	整備済
○31	やとじま公園	下新倉 2-7	整備済
○32	谷中児童遊園地	下新倉 3-23	整備済
○33	天神ヶ谷戸公園	下新倉 4-1	整備済

No.	名称・サービス種類・整備内容	場所	年月
○34	西本村さくら公園	下新倉 4-10	整備済
○35	宮ノ台児童遊園地	下新倉 4-11	整備済
○36	下新倉 4 丁目公園	下新倉 4-2180	整備済
○37	大島公園	下新倉 5-8	整備済
□2	下新倉児童館	下新倉 5-21-1	整備済
◇3	図書館下新倉分館	下新倉 5-21-1	整備済
○38	チビッコ公園	丸山台 1-3	整備済
○39	せせらぎ公園	丸山台 2-1	整備済
○40	緑の公園	丸山台 2-23	整備済
○41	外環上部丸山台広場	丸山台 2-30	整備済
○42	ワンパク公園	丸山台 3-2	整備済
○43	鈴森公園	本町 18	整備済
○44	土橋児童遊園地	本町 30	整備済
○45	本町児童公園	本町 31	整備済
◇4	図書館	本町 31-1	整備済
○46	外環上部駅北 C 広場	新倉 1-15-35	整備済
○47	柿ノ木坂湧水公園	新倉 1-16, 34	整備済
○48	上谷津公園	新倉 1-28	整備済
○49	柿ノ木坂児童公園	新倉 1-35-36	整備済
□3	新倉児童館	新倉 1-38-1	整備済
○50	赤池児童遊園地	新倉 2-17	整備済
○51	外環上部新倉二丁目広場（ロ）	新倉 2-21	一時閉鎖中
○52	和光台児童遊園地	新倉 2-32, 33	整備済
○53	外環花の木広場	新倉 2 他	整備済
○54	午王山児童遊園地	新倉 3-10	整備済
○55	練田児童遊園地	新倉 3-12	整備済
◇5	坂下公民館	新倉 3-4-18	整備済
○56	よつば公園	新倉 4-6	整備済
○57	かずは公園	新倉 5-2	整備済
○58	みつば公園	新倉 5-8	整備済
○59	ふたば公園	新倉 5-9	整備済
○60	和光スポーツアイランド	新倉 6-1-10	整備済
○61	松ノ木島公園	新倉 7-10	整備済

第 6 章

参考資料

1 子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査の概要

(1) 就学前児童保護者調査

調査対象	和光市在住の就学前の子どもがいる家庭を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和元年6月7日から令和元年6月30日
配布・回収数（率）	配布数：2,000 有効回収数（率）：1,331（66.6%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. お住まいの地域 2. お子さんご家族の状況 3. 子どもの育ちをめぐる環境 4. 保護者の就労状況 5. 平日中の定期的な教育・保育事業の利用状況 6. 子育て世代包括支援センター等の利用状況 7. 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望 8. 病気の際の対応（平日中の教育・保育を利用する方のみ） 9. 不定期的な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用 10. 5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方 11. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度 12. 子育てや子育て支援に関すること

(2) 妊婦調査

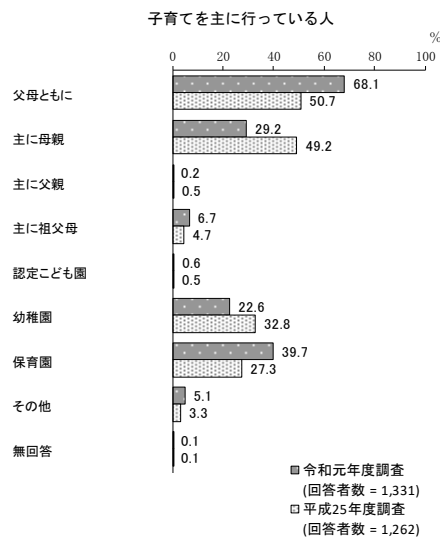
調査対象	妊娠届出書に記載された分娩予定日が令和元年6月15日以降の方
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和元年6月7日から令和元年6月30日
配布・回収数（率）	配布数：300 有効回収数（率）：195（65.0%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. お住まいの地域 2. あなたと家族の状況 3. 出産に関すること 4. 就労状況 5. 配偶者やパートナーの就労状況 6. 職場の状況 7. 保育園・幼稚園等について 8. 出産・子育てに関して和光市に期待すること

2 ニーズ調査結果

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

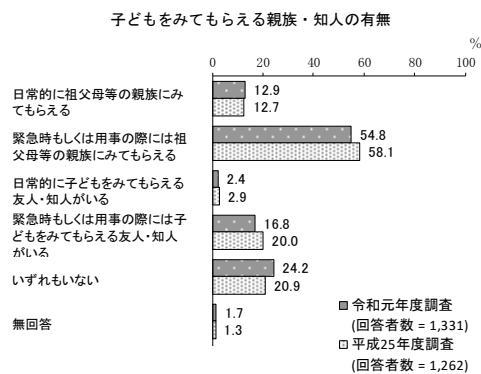
① 子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が約7割、「主に母親」は約3割となっています。平成25年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しており、夫婦ともに子育てに参画することが進んでいる様子がうかがえます。



② 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

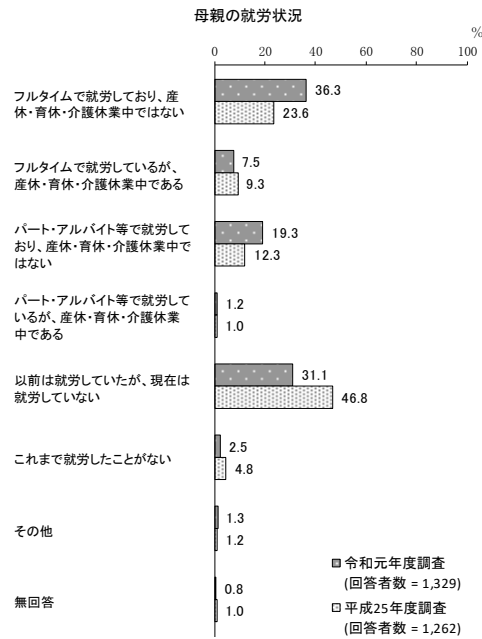
子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が5割半ばとなっています。その一方で、「いずれもない」保護者が平成25年度調査と比較しても変わらず2割以上となっており、子育てに親族や知人の助けが受けられない保護者も依然として一定数見られます。



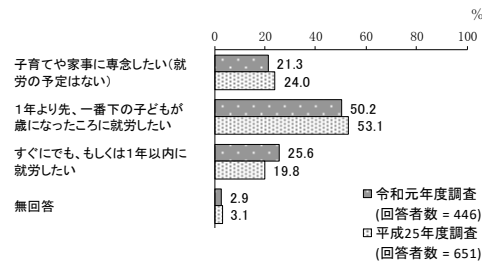
(2) 保護者の就労状況

① 母親の就労状況

「フルタイムで就労している母親」の割合は4割強となっており、パートタイムでの就労も合わせた就労している母親の割合が6割半ばとなっています。平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しており、就労中の母親は増加しています。また、就労していない母親も7割半ばが今後の就労を希望しており、母親の就労意向は非常に高いことがうかがえます。



(未就労の母親の) 母親の就労意向

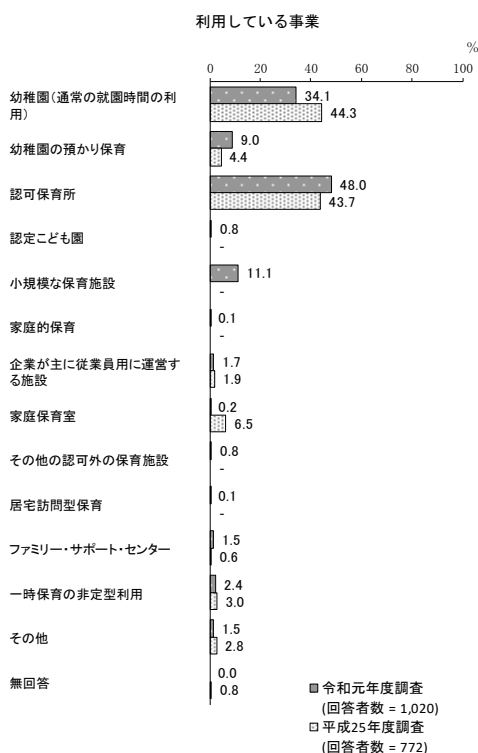
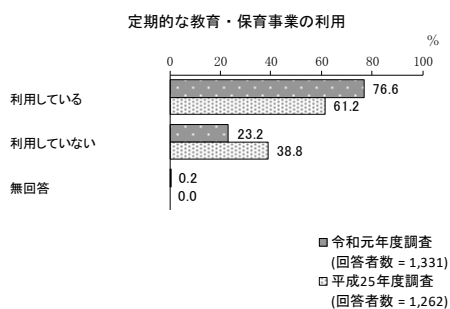


(3) 平日日中の定期的な教育・保育事業の利用状況

①教育・保育事業の利用状況

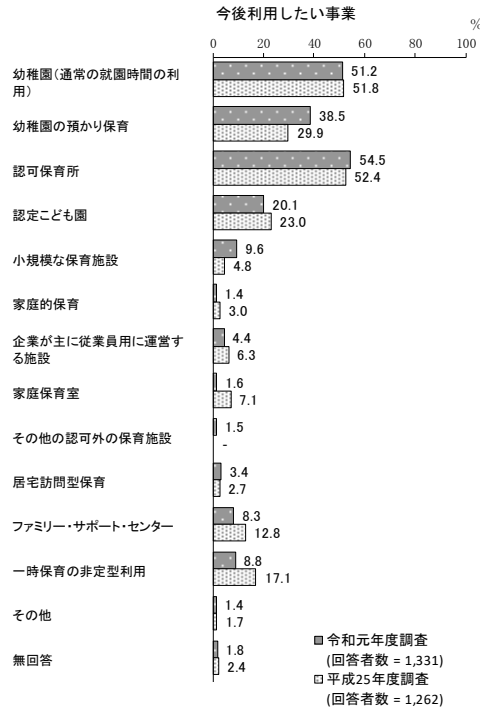
「定期的な教育・保育事業」を利用している割合が7割半ばとなっており、平成25年度調査と比較すると「利用している」の割合が増加しています。

利用している事業は、「認可保育所」の割合が約5割、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が3割半ば、「小規模な保育施設」が1割と保育所の利用が多くなっています。平成25年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。



②今後利用したい事業

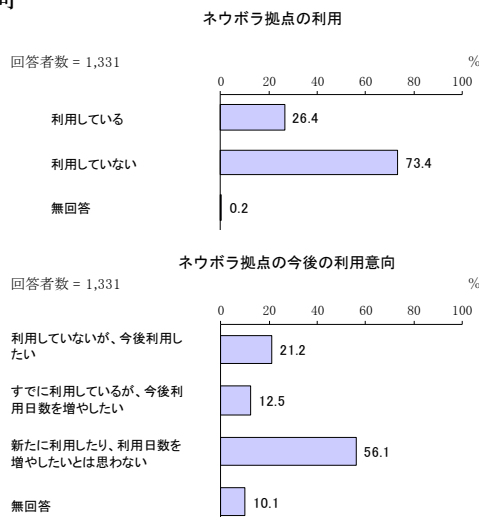
今後利用したい事業は、「認可保育所」の割合が5割半ば、「幼稚園」の割合が約5割となっており、「幼稚園の預かり保育」の割合が約4割となっており、幼稚園の利用希望も高いものの、保育所の利用希望の方が上回っています。



(4) 各種子育て支援の利用意向

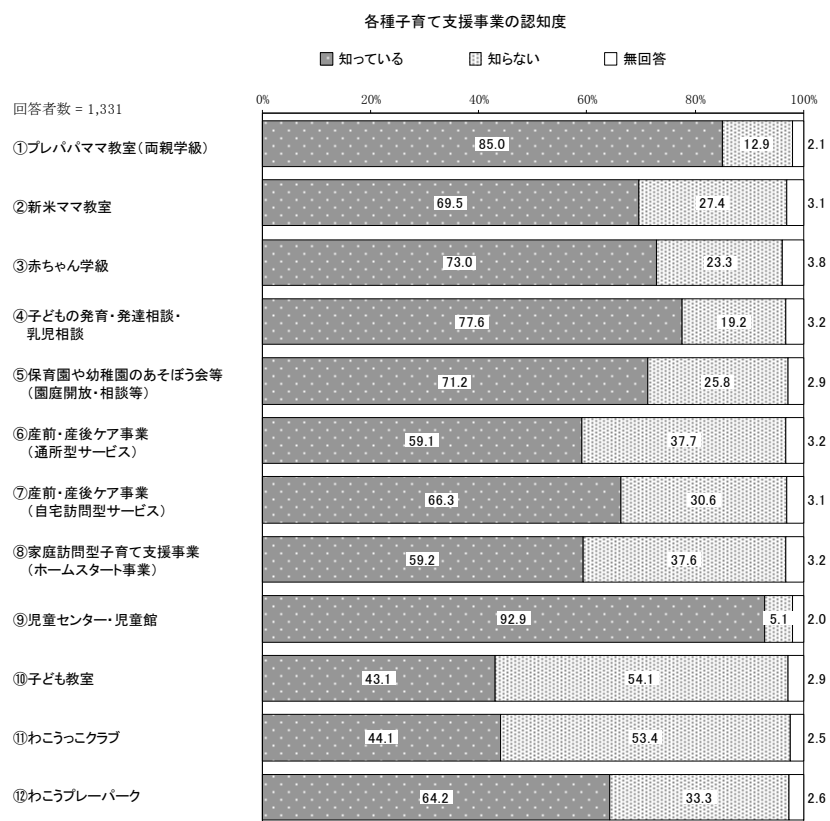
①ネウボラ拠点の利用状況と利用意向

ネウボラ拠点を「利用している」割合は2割半ばとなっています。また、「利用していないが利用したい」割合は約2割となっており、合わせて4割ほどの利用意向がうかがえます。



②各種子育て支援事業の認知度

市が行っている各種子育て支援事業の認知度は、「プレパパママ教室（両親学級）」、「児童センター・児童館」で知っている割合が特に高く、平成 25 年度調査と比較すると認知度は増加しています。

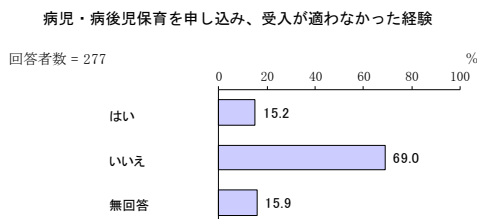
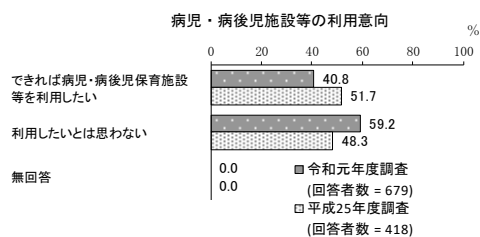
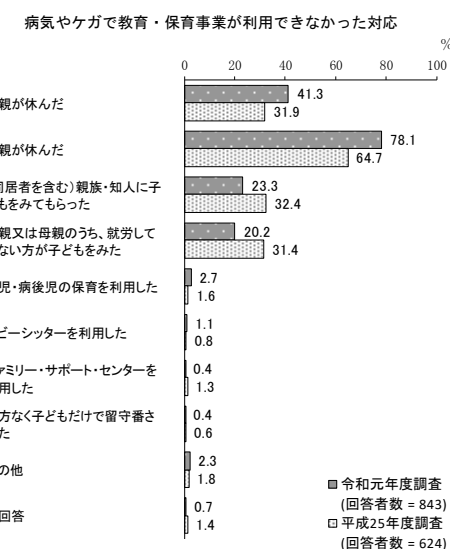
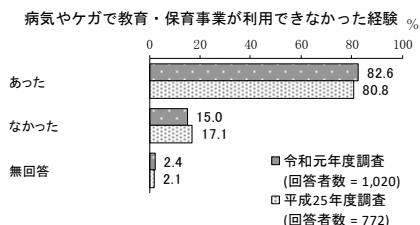


③病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った経験の有無

平日常中の定期的な教育・保育の事業を利用している保護者のうち、子どもが、「病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった保護者」が約8割となっています。その際に、「母親が休んで対応した」が約8割と大半を占めている一方で、病児・病後児の保育を利用した人は3%ほどと、病児・病後児の保育やファミリー・サポート・センター等の利用は少ない状況となっています。

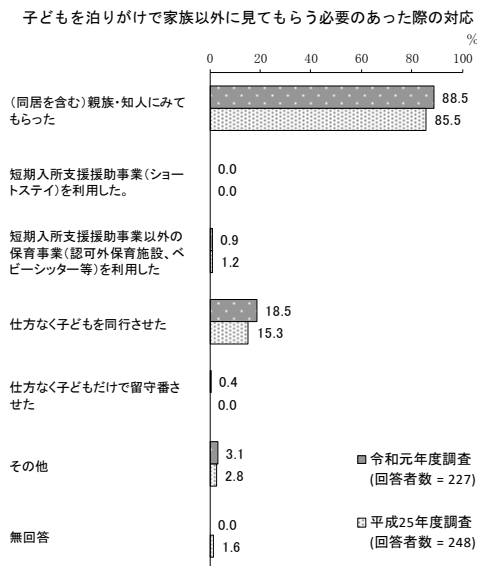
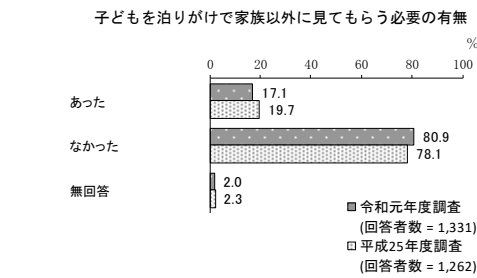
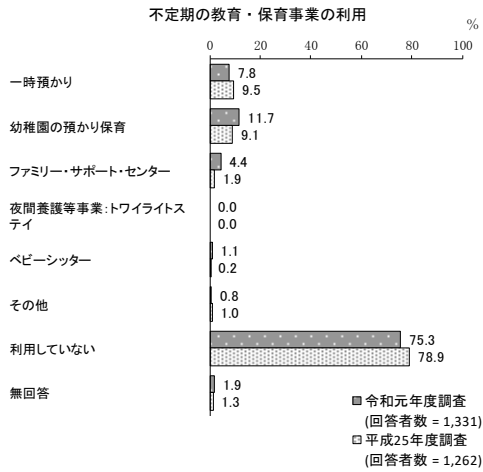
また、父親・母親が休んで対応した人のうち、「病児・病後児施設等を利用したい」とする割合は約4割と平成25年度調査と比較すると減少しています。

また、「病児・病後児施設等を利用したい」とする人のうち、病児・病後児保育を申し込み、受入が適わなかったとする人は約15%で、平日常中の定期的な教育・保育の事業を利用している保護者全体からみると、約4%の保護者が受入がかなわなかった状況となっています。



④不定期の教育・保育の利用状況

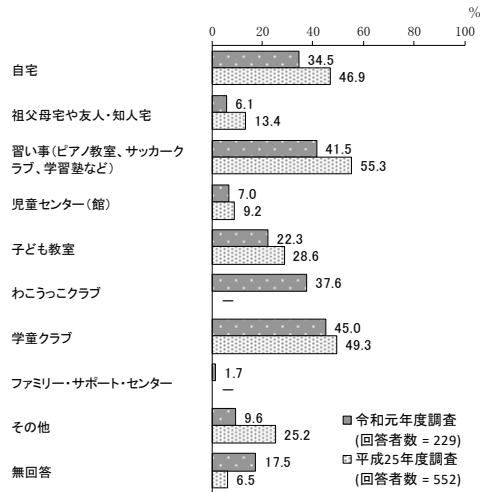
不定期の教育・保育事業を利用している人は、約2割となっています。泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった保護者は、約2割となっています。その際、仕方なく子どもを同行させた人が約2割となっており、一時預かり等の利用が必要とされることがうかがえます。



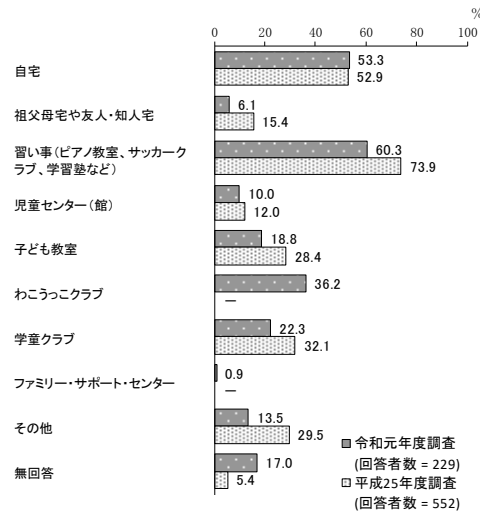
⑤小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

子どもの放課後の過ごし方の希望について、低学年のうちの「学童クラブ」の利用希望は4割強、高学年の「学童クラブ」の利用希望は2割ほどとなっています。また、「子ども教室」の希望割合は、低学年のうちは2割強、高学年は約2割、「わこうっこクラブ」の希望割合は、低学年のうちは約4割、高学年は3割半ばとなっており、放課後の居場所としての期待が高いことがうかがえます。

低学年の放課後の過ごし方の希望



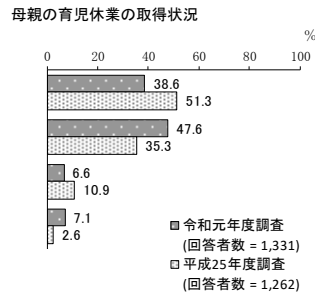
高学年の放課後の過ごし方の希望



(5) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

①母親の育児休業の取得状況

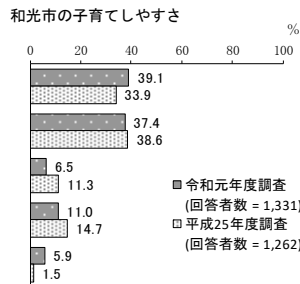
育児休業を取得した割合は、母親が約5割となっています。父親は約1割となっていますが、平成25年度調査と比較すると、父母ともに「取得した（取得中である）」の割合は増加しています。（就労していない人も含む）母親の育児休業の取得期間は、1年以上を希望している割合が8割半ばであるのに対し、実際の取得期間が1年未満の人が約5割と希望と実際の習得期間に差が見られます。



(6) 子育てや子育て支援に関すること

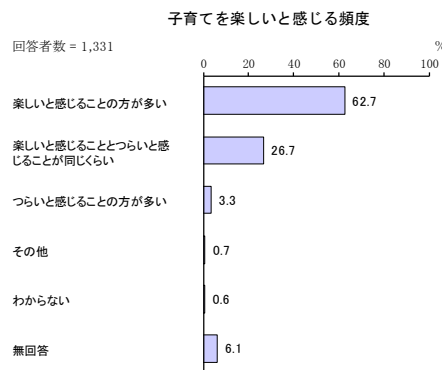
①和光市の子育てしやすさ

和光市は「子育てしやすい」と感じている割合は約4割となっており、まち全体で子育てをしていく機運が高まっているとかがえます。



②子育てを楽しんでいる頻度

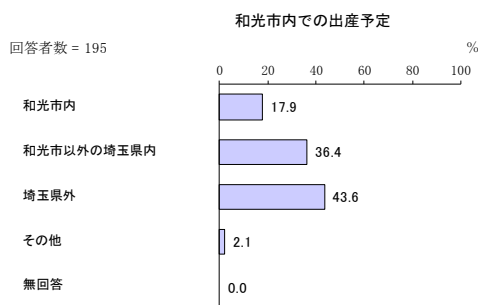
6割以上の方が子育てを楽しんでいると感じることが多いと回答しておりますが、一方で、約3割の方が、楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらいあると回答しています。



(7) 出産や妊娠期の子育て支援に関すること

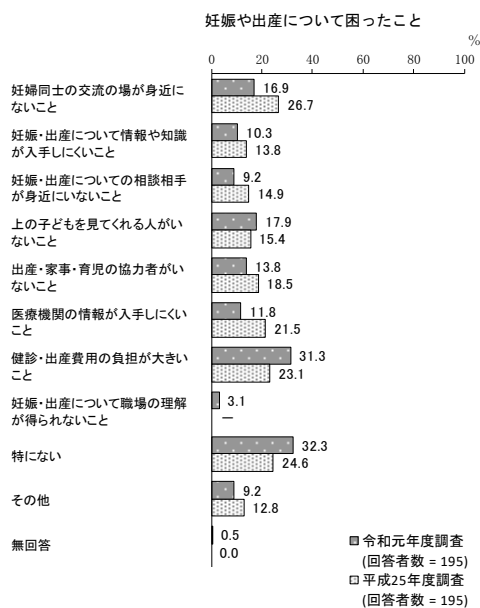
①和光市内での出産予定

和光市内で出産予定の人は1割半ばと、市外での出産が大半を占める状況となっています。



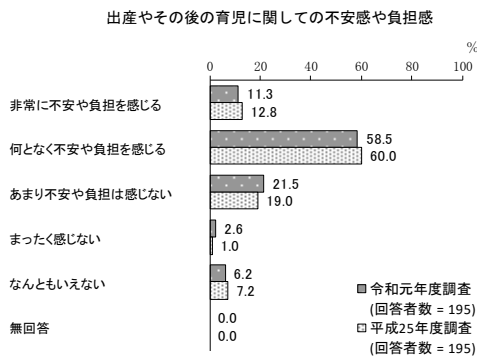
②妊娠や出産について困ったこと

妊娠や出産について困ったことは、「特にない」を除くと、「健診・出産費用の負担が大きいこと」が約3割と最も高く、平成25年度調査に比べ割合が増加していることから、経済的な負担を感じている妊婦が多いことがうかがえます。



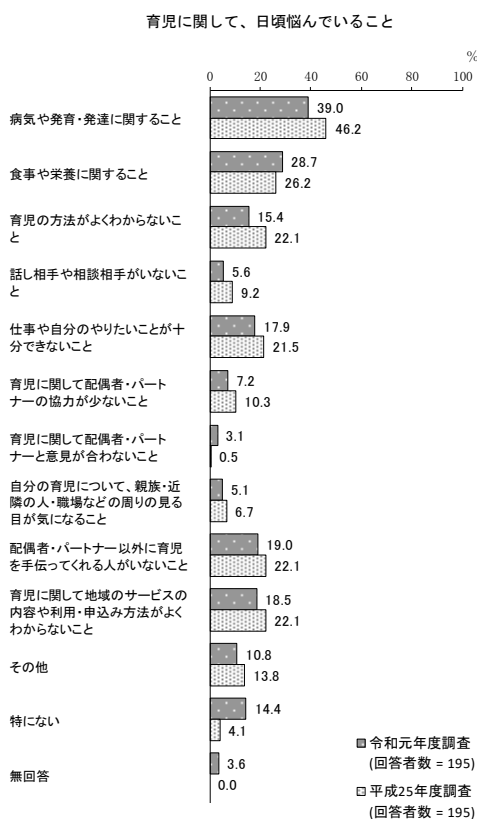
③出産やその後の育児に関する不安感や負担感

出産やその後の育児に関する不安感や負担感については、「何となく不安や負担を感じる」の割合が約6割となっており、出産経験別でみると、今までに出産したことがある人に比べ、初めての出産（予定）で「何となく不安や負担を感じる」の割合が高くなっています。



④育児に関して、日頃悩んでいること

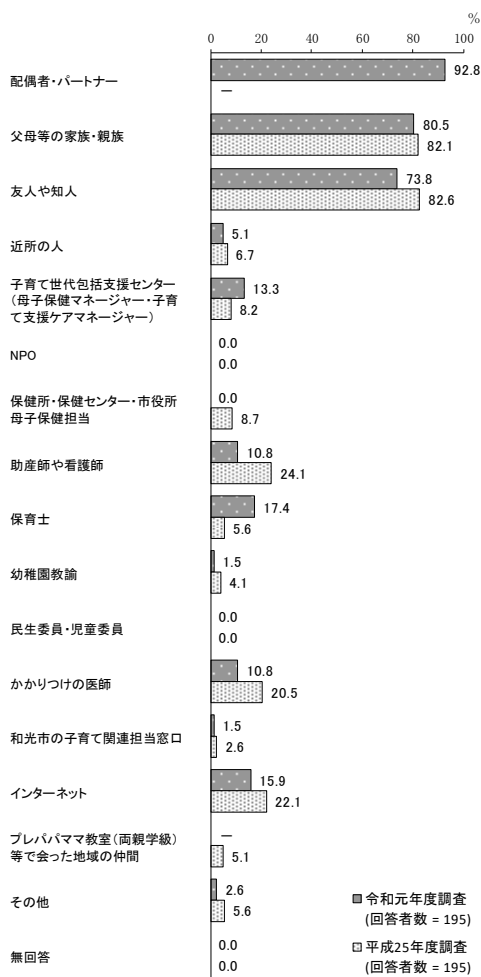
育児に関して、日頃悩んでいること、また気になることは、「病気や発育・発達に関すること」が約4割と最も高くなっており、平成25年度調査と比較すると、「病気や発育・発達に関すること」「育児の方法がよくわからないこと」の割合は減少しているものの、依然として子どもの育ちについて不安を抱える保護者が多いことがうかがえます。



⑤出産や子育てに関する不安や悩みの相談先

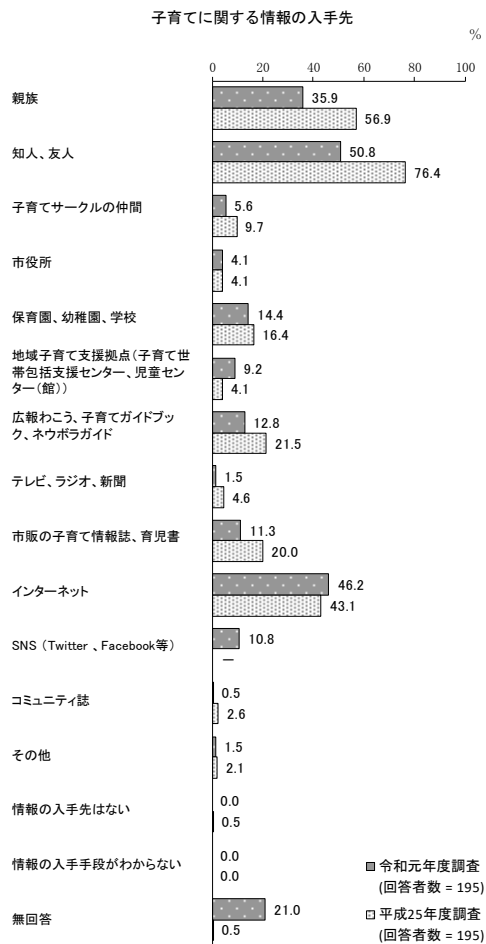
出産や子育てに関する不安や悩みを誰に相談するかについては、「配偶者・パートナー」の割合が約9割と最も高く、次いで「父母等の家族・親族」、「友人や知人」となっています。平成25年度調査と比較すると、「子育て世代包括支援センター(母子保健マネージャー・子育て支援ケアマネージャー)」「保育士」の割合が増加している一方、「友人や知人」「保健所・保健センター・市役所母子保健担当」「助産師や看護師」「かかりつけの医師」「インターネット」の割合が減少しており、子育て世代包括支援センター以外の相談機関についての周知が必要です。

出産や子育てに関する不安や悩みの相談先



⑥子育てに関する情報の入手先

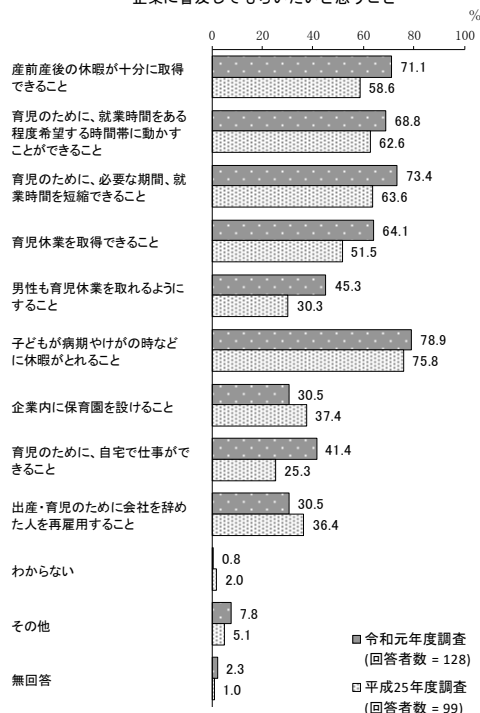
子育てに関する情報の入手先は、「知人、友人」の割合が約半数と最も高く、次いで「インターネット」の割合が4割半ばとなっています。平成25年度調査と比較すると、「親族」「知人、友人」「広報わこう、子育てガイドブック、ネウボラガイド」「市販の子育て情報誌、育児書」の割合が減少している一方で「SNS(Twitter、Facebook等)」の割合が増加しており、インターネットでの情報収集が多くなっていることから、妊婦が正しい情報を見極められるようにする必要があります。



⑦子育てと仕事の両立を図りやすくするために企業に普及してもらいたいと思うこと

仕事を持っている女性が妊娠・出産や子育てと仕事の両立を図りやすくするために、企業に普及してもらいたいと思うことについては、「子どもが病気やけがの時などに休暇がとれること」の割合が約8割と最も高くなっています。平成25年度調査と比較すると、「育児のために、就業時間のある程度希望する時間帯に動かすことができること」「育児のために、必要な期間、就業時間を短縮できること」「育児のために、自宅で仕事ができること」の割合が増加しており、時間や場所などで柔軟な働き方が求められます。

子育てと仕事の両立を図りやすくするために企業に普及してもらいたいと思うこと



3 母子保健関係データ

(1) 妊娠届出の状況

① 妊娠届出件数

本市の妊娠届出数は、平成28年度は915件で平成30年度は857件と減少傾向です。

交付場所は子育て世代包括支援センターの割合が徐々に高くなっています。妊娠届出時には、母子保健ケアマネジャー等が全件面談を行いアセスメントを実施しています。

妊娠届出件数

単位：件

交付場所		平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て世代包括支援センター	南子育て世代包括支援センター	142	132	127
	北子育て世代包括支援センター	145	115	173
	(旧)北第二子育て世代包括支援センター	176	121	-
	本町子育て世代包括支援センター	176	225	265
	中央子育て世代包括支援センター	-	-	52
市役所		276	254	240
合計		915	847	857

資料：地域保健報告（交付場所は妊娠届出票より算出）

(2) 乳幼児健康診査の状況

乳幼児健康診査における未受診率は、横這いです。未受診の方の中には、児童・保護者ともに配慮を要する方が含まれる可能性が高いため、未受診者の現認が求められます。

乳幼児健康診査における未受診率

単位：%

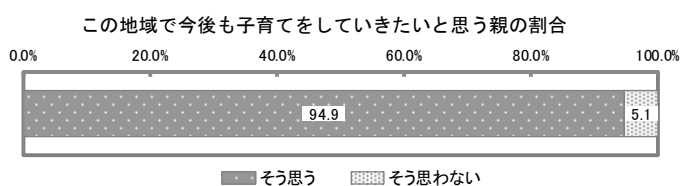
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4か月健康診査	2.76	0.96	3.02
10か月健康診査	3.42	4.20	3.07
1歳6か月健康診査	4.72	4.15	3.45
3歳4か月健康診査	3.05	5.74	3.44
	3.46	3.74	3.24

資料：地域保健報告より算出

(3) 子育ての状況（健やか親子21アンケート）

①この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。

平成30年度の4か月健診・1歳6か月児健診・3歳4か月健診の健やか親子21アンケートでは、「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。」に対し、「1そう思う」「2どちらかというと思う」と答えた人の割合が94.9%となっています。



資料：健やか親子21アンケートより算出（割合は有効回答数で算出）

②お子さんに育てにくさを感じていますか。

平成30年度の4か月健診・1歳6か月児健診・3歳4か月健診の健やか親子21アンケートでは、「あなたはお子さんに育てにくさを感じていますか」に対し、「1いつも感じる」「2時々感じる」と答えた人の割合が23.5%となっています。

育てにくさを感じている親の割合

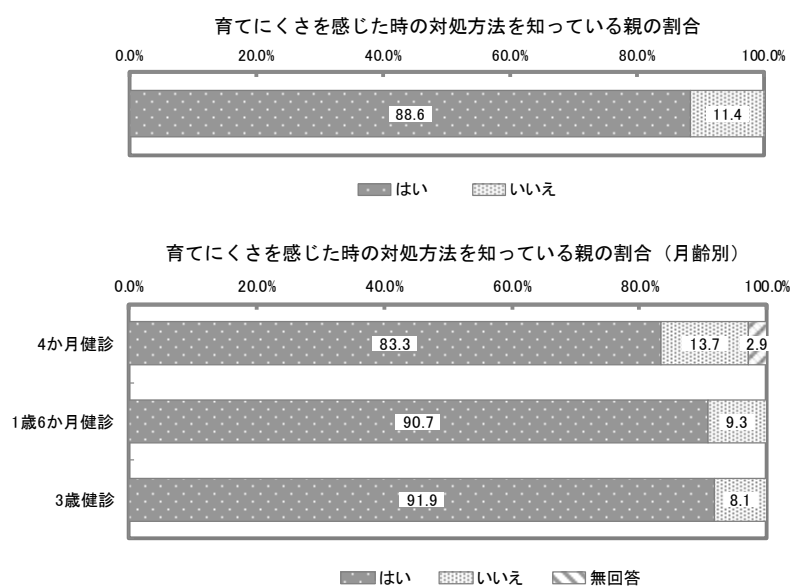
単位：人・%

	4か月健診	1歳6か月健診	3歳健診	合計	割合
1 いつも感じる	8	12	13	33	23.54
2 時々感じる	94	160	257	511	
3 感じない	690	570	507	1767	76.46

資料：健やか親子21アンケートより算出（割合は有効回答数で算出）

③育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど、何らかの対処方法を知っていますか。

前質問で「1いつも感じる」「2時々感じる」と答えた人に対して、「育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど、何らかの対処方法を知っていますか。」という問いに対し、「1はい」と答えた人の各健診の平均は88.6%です。年齢が上がるにつれ、育てにくさを感じる人は増えていますが、合わせて対処方法を知っている人の割合も増えています。



資料：健やか親子21 アンケートより算出

4 委員名簿

和光市子ども・子育て支援会議委員名簿

(令和元年8月1日～令和4年7月31日)

	氏名	選出区分	所属団体等
1	又地 由美	子どもの保護者	保育園保護者
2	星野 葉月	子どもの保護者	幼稚園保護者
3	角田 沙織	子どもの保護者	和光市学童保育連絡協議会
4	古家 智代	子どもの保護者	小規模保育事業所保護者
5	津田 晃敏	市内企業従事者	本田技研工業株式会社
6	江口 浩子	事業従事者	社会福祉法人なかよし会 ひろさわ保育園
7	大川 浩史	事業従事者	東上地区私立幼稚園協会 和光支部
8	百武 君代	事業従事者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ さつきのこ学童クラブ
9	柳原 和歌子	事業従事者	社会福祉法人ことの葉会 ひなた保育園
10	金澤 勇一	事業従事者	和光市校長会
11	田中 光子	公共的団体代表者	和光市民生委員児童委員協議会
12	新井 悦子	公共的団体代表者	和光市手をつなぐ親の会
13	森田 明美 ◎	学識経験者	東洋大学
14	汐見 和恵 ○	学識経験者	一般社団法人 家族・保育デザイン研究所
15	大冢賀 政昭	学識経験者	国立保健医療科学院
16	小橋 保方	公募委員	
17	和田 貴博	公募委員	

◎会長 ○副会長

5 第二期和光市子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日	主な内容
令和元年6月7日～ 6月30日	子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート調査の実施
令和元年8月5日	第23回和光市子ども・子育て支援会議 1. 第二期和光市子ども・子育て支援事業計画の体系(案)について 2. 認定こども園整備の利用定員の設定について 3. 放課後児童健全育成事業の緊急整備について
令和元年9月25日	第24回和光市子ども・子育て支援会議 1. 第二期和光市子ども・子育て支援事業計画の重点事項及び事業(案)について 2. 教育・保育事業の量の見込み(案)について 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(案)について
令和元年11月12日	第25回和光市子ども・子育て支援会議 1. 第二期和光市子ども・子育て支援事業計画(素案)について 2. 特定教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制(案)について
令和元年12月17日	第26回和光市子ども・子育て支援会議